

第31回 大分県事業評価監視委員会 議事録

日 時：平成25年8月2日（金）10：30～15：00

場 所：大分市府内町2丁目1番4号 トキハ会館（6階さくらの間）

議 題：公共事業評価（事前評価、再評価）

出席委員：高山委員長、安部委員、島田委員、下田委員、杉浦委員、山崎委員、米澤委員

対象事業：【事前評価】

1. 広域河川改修事業 山国川 (県事業)

【再評価】

1. 広域河川改修事業 八坂川 (県事業)

2. 広域河川改修事業 犬丸川 (県事業)

3. 広域河川改修事業 七瀬川 (県事業)

4. 広域河川改修事業 大谷川 (県事業)

5. 地すべり対策事業 乙原地区 (県事業)

6. 中山間地域総合整備事業 竹田西部地区 (県事業)

7. 農山漁村地域整備交付金事業 宇目蒲江線 (県事業)

その他：【附帯意見の報告】

1. 離島港湾環境整備事業 佐伯港 大入島東地区 (県事業)

開会

《事務局》 大分県事業評価監視委員会を開催いたします。今日、事務局を務めます、建設政策課の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。本委員会につきましては、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第2項の規定によりまして、委員の過半数が出席しなければ開催することができないとなっております。本日は、委員9名のうち6名の委員が出席をしております、本委員会が成立していることをご報告いたします。なお一名、〇〇委員が遅れて出席の予定ということになっております。なお、本日の会にあたりまして、大分川ダムの資料をお手元にお配りをいたしましたけども、〇〇委員からのご提供ということでご紹介をしておきたいと思っております。それでは、本委員会の開催にあたりま

して、大分県土木建築部長からご挨拶を申し上げます。

《土木建築部長》 皆様、おはようございます。今日はまた、暑い中、この事業評価監視委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。常日頃から私どもの土木建築行政に、たいへんご理解を賜っております。重ねて御礼を申し上げたいと思います。この評価委員会、だいたい年に2回程度開かせていただいておりますけれども、この時期の委員会につきましては特に暑い時期になっておりまして、現地での説明会等々、非常に暑い中、現地を見に行ってくださいまして、ほんとうにありがとうございます。さて、昨年、ご案内のとおり、九州北部豪雨ということで、非常に大きな災害がございました。それからもう一年あまり経つわけですけれども、私どもの管理しております道路や河川、砂防といった施設、昨年度の水害で847件の災害、金額にして約167億という被害でございましたけれども、おかげさまで、件数ベースで、約73%ほどが今、復旧できているという状態でございます。ただ、被害の大きかった箇所につきましては、まだまだこれからというところもたくさん残っておりまして、そこの復旧につきましては、各事務所で全力を挙げて取り組んでいるところでございます。昨年の大きな水害を受けまして、私どももいろんな施策を行っておりますけど、やはり地域の安全安心を守る施策がいちばん根底で大事な分野だなど、改めて認識をしたところでございます。本日の案件の中にもその一部が入っておりますけれども、是非、慎重な審議、そして忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

《事務局》 どうもありがとうございました。4月から委員の皆様、全員、再任されたわけでございます。監視委員会設置要綱によりますと、委員長および副委員長を委員の互選により選任することとなっております。今回、〇〇委員長、〇〇副委員長共に引き続き再任ということで、皆様方委員のご確認が取ればお願いしたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

(一同異議無しの声)

《事務局》 はい。それでは、引き続き〇〇委員長、そして〇〇副委員長ということでお願いをして参りたいと思います。それでは、大分県事業評価監視委員会の〇〇委員長にご挨拶をお願いいたします。

《委員長》 皆さん、おはようございます。ただ今お話がありましたように、また引き続き、〇〇副委員長と共に委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。本日はほんとうに皆さん方、お暑い中、また、お忙しい中、お集まりをいただきましてたいへんありがとうございます。この事業評価の制度が平成10年に、いわゆる再評

価制度ということで整備されてから、私どもも事前評価あるいは事後評価と、評価の充実を図ってきたわけですが、私どもの数多くの先輩委員や、また現在の委員の皆様方のご努力によりまして、徐々に大分県民にも広く認知されるようになったと思っております。当委員会は、制度発足当初から、審議の状況や議事録が公開をされた状況で開催されてきております。これによりまして、公共事業の適正な実施を促す、当委員会の取り組みが広く県民の皆様方にも知られることとなってきたと思っております。県民の関心の高さを実感すると共に、委員の皆様方が公共事業に関する見識をさらに深めていただきまして、真摯な議論を行って、県民の期待に応えていただきたいと願っております。先ほど部長さんのお話にもありましたが、大分県はほんとうに災害が多い県でございまして、今回も河川をかなり見学と言いますか、調査させていただきましたが、大分県に限らず、全国でほんとうに突発的な雨で、ずいぶん河川の被害が出ております。大分県もまだまだそうやって生活が、不安を感じながら暮らしておられる住民の方がたくさんいらっしゃるということを実感した次第でございまして、本日は限られた時間ではございますが、各事業担当課の皆さんの説明を受けて、委員の皆様方のご意見等を賜って、真摯な審議に結びつけていきたいと思っておりますので、どうぞ最後までよろしく願いいたします。今日はよろしく願いいたします。

《事務局》 どうもありがとうございました。それではここで、〇〇部長は他の公務のために途中退席させていただきますので、ご了解をお願いしたいと思います。それでは、審議に入ります前に、7月15日の事業説明会で〇〇委員からご指摘のありました2点について、事務局からご説明をいたします。

《事務局》 それでは、平成25年度第1回公共事業評価監視委員会、事業説明会、修正指示指摘事項と書いてあります、このA4の冊子をご覧ください。7月12日に実施されました事業説明会の最後に、〇〇委員の方より二点、指示、指摘事項をいただいております。それにつきまして事務局の方より回答案を考えてまいりましたので、皆様にご説明したいと思います。

まず一点目ですが、事業評価調書の様式がどのように定められているか、その根拠を教えてくださいというご指摘がありましたが、これにつきましては、こちらの調書につきましては大分県独自の調書でありまして、過去の事業評価監視委員会の中で委員の先生方に審議していただきまして、この調書を採用するということで了解をいただいて、この調書を使っているところであります。

次に二点目ですが、上位計画との関連は記載されているが、同位計画、景観条例等の法令順守の状況との関連を調書に記載しないと確認ができないというご指摘をいただきましたが、これにつきましては、この冊子の二枚目三枚目に付けておりますが、このように順守すべき法令、条例、指針等は多く存在しておりまして、これらを全て評価調書へ記載す

ることは調書の内容が煩雑となるため、別紙のような手続は行っているものとして考えていただきたいということで、〇〇委員の方に回答しようと考えております。

以上二点につきまして、後日、〇〇委員の方に説明にまいりたいと考えております。以上です。

《事務局》 はい。そのように進めてまいりたいと思いますので、委員の皆さん、よろしくお願ひいたします。それでは早速ですが、審議の内容について、これからご説明をさせていただきます。本日は、知事から本委員会に諮問された事前評価が1件、再評価が7件について審議をお願いいたします。審議は、資料の対象事業総括表の番号順に、途中休憩を挟みまして行ってまいります。それでは早速審議に入りますが、審議における議長は、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条の規定によりまして、議長は委員長が務めるとなっておりますので、これより先の議事進行は、〇〇委員長をお願いしたいと思います。〇〇委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

《議長》 はい。それでは、これから先の議事進行は、私の方から行わせていただきます。議事に先立ちまして、私の方から本委員会の議事録署名委員を指名させていただきます。大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第3項の規定により、議事録署名委員として〇〇委員さんと〇〇委員さんのお二人を指名いたしますので、どうぞよろしくお願ひします。事務局の議事録作成後、審査署名をどうぞよろしくお願ひいたします。それでは早速、審議に入りたいと思います。各事業の説明者は、一件当たりの説明時間を10分程度でお願いいたします。また、説明が終わりましたら、同じように10分程度かけて委員の審議をいたしたいと考えておりますので、時間の方のご協力をよろしくお願ひいたします。今日は、傍聴人の方、いらっしゃる。それではここで、傍聴される皆様方、報道関係者の方も含めましてお願ひがございませう。傍聴される皆様方には、入場の時にお配りをしております傍聴要領に従いまして静粛に傍聴をお願いいたします。また、審議の内容におきまして、個人等のプライバシーに関わる恐れがある場合には、会議の途中でありましても、一時、非公開といたしますので、その間、退席をしていただきますようにご協力をお願ひいたします。それではさっそく審議の方に入ります。

【事前評価】 1. 広域河川改修事業 山国川

《議長》 まず、事前評価対象事業でございませう。最初に、事前評価1番の広域河川改修事業、山国川について説明をお願いいたします。

《河川課》 それでは、事前評価をお願いしております、一級河川山国川水系山国川広域河川改修事業についてご説明いたします。山国川は、中津市山国町の英彦山に源を発しております、途中、山移川、跡田川などの支川と合わせまして、周防灘に注ぐ幹川流路延長 56 km、流域面積 540 km²の一級河川でございます。山国川沿川につきましては、昨年 7 月の梅雨前線豪雨によりまして、3 日、14 日と二度にわたり甚大な浸水被害に見舞われました。こちらの方、スライドに示しております写真につきましては、国管理区間の本耶馬溪における出水の状況でございます。こちらの写真につきましては耶馬溪橋、通称オランダ橋と申しておりますけれども、こちらの堰上げ状況になっております。こちらの写真につきましては、青の洞門付近の状況になっております。ドライブインがあります右岸側の方が浸水しております。こちらの方は、県管理区間の耶馬溪町大字大島の出水状況になっております。市道橋がもともとこのように架かっておりましたけれども、柳ヶ平橋と申しますけれども、このように、橋自体が流失しております。それと、こちらの方に下郷農協の農産物加工場ございましたけれども、このように流失しているという状況です。こちらの方に勤務されていた方が、いまだに行方不明となっております。こちらの方の写真につきましては、先ほどの写真の方から少し上流に上った下郷地区の浸水状況になります。こちら、向かって左側の写真につきましては、山国川の左岸側になります地区になりますけれども、地区一帯が浸水しているという状況です。で、こちら、右側の写真につきましては、下郷小学校がございませう右岸側になります。こちらの方が水が引いたあとの状況ですけれども、流木等が家の中に入り込んでるといった状況が分かります。昨年度のこのような甚大な浸水被害に対応するために、国土交通省および県につきましては、今年度より各種事業によって浸水対策を講じてまいります。耶馬溪ダムがあります山移川合流点から少し上流の区間から下流が国管理区間というふうになっておりまして、国の方におきましては、こちら、ピンクで示しております区間、下流端が青の洞門付近から、上流につきましては、中津市の耶馬溪支所付近までを床上浸水対策特別緊急事業で対策を行ってまいります。一方、県につきましては、こちらはちょっと分かりづらいかと思いますけれども、青色、黄色、赤色、で着色している区間について事業を実施していきたいと考えております。こちらのスライドにつきましては、先ほど、県管理区間を拡大したものでございまして、こちら、青色につきましては災害関連事業で、延長が約 460m で、黄色の区間につきましては床上浸水対策特別緊急事業で、延長といたしましては 2,800m。それと赤色で示しております広域河川改修事業で 9,800m。合計、約 13 km の区間につきまして対策を行ってまいりたいと思っております。

次に広域河川改修事業についてご説明をいたします。計画期間の起点につきましては、下郷地区の少し上流になりますけれども、河口から 31 km 地点が起点になっております。で、こちらの図につきましては、紫色で示しているところが浸水範囲で、赤く点々がございませうのが、浸水家屋というふうになっております。こちらの方でお分かりになるとは思いますけれども、山国川沿川の家屋のほとんどにつきましては浸水被害に見舞われたほかは、国道

212号、オレンジ色で示しておりますけども、こちらの方についても冠水しておりまして、一時、通行止めというような状況になっております。こちらにつきましては、先ほどの上流部になります。道の駅山国がこちらになりまして、コア山国が、この付近になります。道の駅山国があります中摩地区につきましては、山国川沿川につきましては甚大な浸水被害を受けております。また、コア山国がございます守実地区につきましても、浸水被害が発生しております。本事業の終点につきましては、河口から40.8kmの地点になりまして、おおよその場所といたしましては、魔林峡がございますけども、その下流の方になっております。

本事業の事業概要についてですけども、事業期間につきましては、今年度から平成44年度、事業期間としては20年間を考えております。事業費といたしましては、約44億円となっております。主たる工種といたしましては、構造物改築工、こちらにつきましては橋梁、堰の改築を考えております。事業期間が20年間と長期にわたる理由なんですけども、計画延長が9.8kmと長いことに加えまして、改築が必要な橋梁、堰、あわせて16基と多くございまして、管理者と協議調整等に時間を要するということで、事業期間を20年と設定させております。また、こちらに示しております事業概要につきましては概算となっておりますので、今後、詳細な河道計画を作成いたしまして、事業規模の精査を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、改築が必要と考えてる橋梁についてご説明をいたします。こちらの写真につきましては、メイプル耶馬サイクリングロード橋の橋梁になっております。場所といたしましては耶馬溪町の宮園にありまして、こちらの写真でお分かりかと思っておりますけども、橋脚の本数が多く、橋脚の間隔も狭いということで、河川断面を阻害しております。流木等の痕跡から分かると思っておりますけども、洪水が橋を越えて流れております。こうしたことにより宮園地区や下流の下郷地区に浸水被害を生じた浸水原因になっております。こちらの写真は山国町の中摩にあります諏訪橋でございます。こちらの諏訪橋につきましては、橋の高さが低く河川断面を阻害しているということで、洪水が橋の上を流れ、ここにきましても堰上げをしておりまして、この付近の浸水被害の原因となっております。こちらの写真は、同じく山国町の中摩にあります中摩橋になります。こちらの橋につきましても橋脚の間隔が狭く、本数が多く河川断面を阻害しております。写真からもお分かりになると思っておりますが、橋によって堰上げをしているということで、辺り一帯、大きな浸水被害を生じています。このように本事業区間におきましては、橋梁などの河川横断工作物の流下阻害による浸水被害が数多く見られておりますので、下流の橋梁、堰から順次、管理者と協議を行い、改築を行っていく方針でございます。こちらの写真につきましては、災害関連事業や床上浸水対策特別緊急事業区間の浸水原因となった橋梁の写真です。左側の写真は、関連区間の柳ヶ平橋の堰上げ状況です。で、こちらの橋につきましては先ほど申しましたとおり、7月3日の出水で流失しております。で、右の写真のこちら、雲輿橋と申しますけども、こちらは床上浸水対策特別緊急事業の区間にありまして、堰上げして、一帯

的に浸水被害が生じています。こちらの雲輿橋につきましては、現在、架け替えにつきまして、橋梁管理者の中津市と協定の準備を進めているところでございます。こちらの航空写真につきましては、本事業の起点部、耶馬溪町宮園地区になります。浸水範囲を水色で示しておりまして、国道 212 号が冠水していることがお分かりになると思います。この地区の浸水原因につきましては、河道の断面不足と橋梁の堰上げによる流下阻害、そういったところで浸水被害を生じておりますので、左岸側、こちら、緑色で示しているように引堤を行いまして、サイクリングロード橋と江渕橋につきましては、改築を考えております。こちらの航空写真は、山国町中摩地区の浸水状況です。こちらが道の駅山国になっておりまして、こちらの方は浸水を免れております。こちら、中摩橋が、先ほどスライドでお示しました橋になりますけれども、こちらの橋梁の堰上げにより、一帯的に浸水被害が発生しました。こちら中摩橋と、こちら、固定堰がございますけれども、これにつきましては、改築を計画しております。

続いて整備の方針ですけれども、山国川は、名勝耶馬溪 66 景の一つである山国川筋の景に指定されておりますので、現状を改変するには文化庁の許可が必要となっております。文化庁につきましては、極力、現地発生材を活用した護岸構造とし、周辺環境に配慮していく旨をご説明いたしまして、河川整備の許可をいただいているところでございます。また、河道掘削につきましては、山国川特有の奇岩がございますので、こちらにつきましては極力、奇岩を保全するようにご指導を受けたところです。こちらの写真のように、左岸側に奇岩が確認できますので、こちらの奇岩につきましては保全をいたしまして、右岸側の河道拡幅を考えています。今後、河道掘削等により発生する残土につきましては、基本的には他の公共工事へ流用する予定としております。また、昨年、洪水により堆積した土砂につきましては、順次、除去をしておりますけれども、こちらの除去した残土につきましては、昨年度、中津日田道路の工事現場で流用しております。続いて、橋脚が基準より多く、河川断面を阻害している橋梁につきましては、橋脚を一本にするなど対策を施しまして、流下能力を確保するなどの改築を行っていきたいと考えております。

最後にまとめになります。評価基準は、新規事業評価となっております。改修効果といたしましては、家屋など 94 棟の浸水被害の防止で、国道 212 号の浸水防止による避難路の確保などの効果が上げられております。また、費用対効果につきましても 4.37 ということで、事業を実施したいと考えております。以上、よろしく願いいたします。

《議長》 はい、ありがとうございました。それでは早速、ご意見、質問等をお願いいたします。

《委員》 名勝耶馬溪ということで先ほどのご説明でもありましたけど、文化庁からの指導もあるということで、例えば現地も行かせてもらったんですけど、川底の奇岩などですね。どの程度の割合で残すことが可能なのでしょうか。

《河川課》 割合的には、ちょっと数字では申し上げにくいんですが、実際に奇岩と思われるものについては、ほとんど残していこうと考えております。

《委員》 その場合、工事の進捗状況に、やっぱり、少し影響等もあるかと思うんですけども、そのへんの兼ね合いで、この20年と上げていますけど、そういうことももちろん加味された数字だと思うんですけども、どうなのでしょう。ほとんど保全可能と今、おっしゃいましたけど、その20年の期間でできるのでしょうか。

《河川課》 奇岩の定義っていうのが、ないわけですけど、やはり現地で、これは奇岩だと。今、表面に出ているものというのは文化庁の方にも、もう見ていただいています。逆に掘削を進める中で、また岩盤とかも出てきますので、それはまた改めて協議ということにはなっています。基本的にそういったものを避けながら、その代替え措置と言いますか、奇岩の無い方を掘るとか、あるいはもう、川の中に奇岩だらけで触れないという場合には堤防の方で対応するとか、それは臨機応変に対応してまいりますので、そこはもう文化庁とまた改めて協議をしながらということで。基本的には、今の考え方で行って構わないというふうには、一応、意見はいただいております。

《委員》 じゃあ、その都度、その文化庁との話し合いを持つという関連で進めていくんですか。

《河川課》 新しい何か事象が出てくれば、その際は協議をするということになってますが、一応、現状を見ていただいた中では、今の県の整備の方針については了解をしましたということになっております。

《委員》 はい、ありがとうございます。

《議長》 他に。

《委員》 事業費の中で、構造物の改築と言うか、橋梁や堰の改築がかなりの部分を占めているようなんですけども、この部分については、例えば橋梁については道路課であるとか、先ほどは中津市と協定を結ぶとかいろんな話がありましたけども、どのような協議協定をされてるのか、あるいは築造後と言うか、例えば橋梁が出来上がったあとは、例えば市道であれば市に移管するとかそういうことがあるのではないかと思うんですけども、そういう辺りについてもうちょっとご説明をお願いしたいと思います。

《河川課》 この構造物の改築に関わる費用と言いますか、こちらについては先ほども説明の中で申しましたけども、概算といった数値になります。手続き的には管理者、橋梁でございますと、12橋のうち10橋が市の関係。残りの2橋が県ということになります。具体的には両方で協議しながら協定を結んで事業実施という順番になっていくわけですね。基本的には補償工事ということで、持ち物は道路管理者の施設ですから、管理についても当然、竣工後はまた引き渡すというかたちになってまいります。ですから、その構造物ですから、支障の度合いも違いますので優先順位を決めて、基本的には下流からということになりますけど、特別、その支障となっている施設については、仮に上流であっても先にやるってということもございますので、その優先順位をしっかりと決めた上で、管理者と順番に協議をしていきたいというふうに考えております。

《委員》 それで、竹田市なんかの場合ですと、阿蔵橋なんか、作らないというんですかね。もう新たには作らない。あるいは撤去するというふうな話も聞いたりしてるんですけども、そういう件はないとか、あるいはもう、ここは治水を優先して橋は作らない方がいいのではないとか、そういう意見が地元から出てるようなところはないんでしょうか。あるいは堰についてもいっしょですけども、あんまりないということですか。

《河川課》 そうですね。橋梁については、この山国川筋というのは、土地が非常に谷間の中に猫の額と言ったら失礼になるんですけども、そういったところで農業を営まれておりまして、そういったところに集落があると。ですから、橋の統合っていうのも確かに選択肢としてはあるんですけども、なかなかその集落に行く手段として、もうその橋しかないとかいう場合には、やはりその橋を改築して新しい、洪水に支障とならないような構造物を架け替えていくということはやっぱり必要かと考えております。

《委員》 ちょっとすいません。メイプルロードのサイクリングロードの、今、写真があった。どこだったかな。たくさん橋脚があるところですね。あれなんかについては、もういらないうて言うか、撤去した方がいいんじゃないかというふうな意見もあったように、ちょっと私は、ニュース等で聞いた記憶もあるんですけど、やっぱりもうこれも復興すると言うか、やっぱりサイクリングロードとして使うために、また整備するというふうなことでしょうかっておっしゃいますか。

《河川課》 このサイクリングロードというのは、日本でも有数の、かなりリピーターも多いと言うか、人気のあるサイクリングロードで、観光面でも大きく寄与しております。それから耶馬溪鉄道ということで、そういった鉄道敷きを利用してるというような歴史もある道路と言いますか路線でございますので、この橋を落として架け替ええないというのは、そのルートそのものをそこで切断してしまうようなかたちになりますので、これは、かた

ちはともあれ、今、支障となってる橋脚を減らして、新しい橋に代えて架け替えたいなど考えております。いずれにしてもこれ、道路管理者と今から協議をいたしますけど、残す方向で考えております。

《委員》 ○○先生が聞かれるかなと思ったけど、ちょっと私が若干。説明の最初の事前評価書のところに、オヤニラミやアカザなど貴重な動植物も確認されていることから、瀬や淵の保全や復元に努めというのがあって、先ほど断面が2箇所ほど整備の方針が紹介されましたけども、特別、オヤニラミやアカザなどのことを意識したような説明ではなかったような気もするんですけども、いかがでしょうか。

《河川課》 そうですね。そういう貴重種の生息場所といいますか、基本的に考えてるのは、よく河床であれば水平にレベルカットしてしまうというようなことが今まで多かったわけですけど、従前のその河床の形状を見ながら、それをスライドダウンする。滞筋は滞筋で保全するとか、あるいは復元するとかいったかたちで、水際に近いところの形状というのは、常に意識をしてやっていきたい。だから、この特定の貴重種のためにやるというより、不特定多数の生物に対して、生息生育できるような空間を保全、あるいは再現していくというふうなことで考えております。

《委員》 私が言いたかったのは、私もそんなに専門じゃないので、何かそういう、特に魚類ですかね。魚類とか植物とか底生動物とか、そういうのに詳しいところの委員の先生のご意見も聞いて、災害復旧が主であるとは思いますが、是非、環境面のこともお願いしたいということでございます。

《河川課》 現在、河川整備計画の策定途上でございまして、そちらはそちらで、また生物関係の先生とかご参加いただいて、現在、いろいろと協議しながら計画を策定している最中でございます。そういったものを受けて、実際の整備については、また詳細に、これから設計をしていくということでございます。

《委員》 よろしく申し上げます。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 環境配慮については是非これは、その専門家の方の意見聴取は、していただければなというのがひとつなんですけど、もう一つ、現地発生材を活用したりということで、それがもう環境に配慮されてるのは大枠は分かったんですけど、例えば、近くの工区で流用するとなってますという話なんですけど、事前の部分があるので、まだ数量化ができて

ないのかもしれませんが、現地の発生土量がおおよそどのくらいで、そのうちのこちら側ではこういう方向というのが分かるのは、だいたいいつ頃になるのか。見通しでけっこうだと思うんですが。

《河川課》 現時点では、数量的なものは持ち合わせておりませんが、先ほど申しましたように、詳細設計というのがこれからになってまいりますので、今は基本的な方針と言いますか、整備の方針でございますが、数量的なものについては設計をする中で、現地調査も当然、行いますので、そういった中で数量というのは判明してこようかと考えております。基本的に山国川筋川の景っていう、非常に大切な 66 景の一つ、川そのものがそういう名勝と呼ばれるものになっておりますので、そのへんはしっかり意識して、そこにある材料を極力使うということで考えていきたいと思っております。

《委員》 是非、数量化も、そういう詳細設計の中でしていただきたい。

《河川課》 はい、分かりました。

《議長》 それでは、だいたい意見も出そろったようでございますので、お諮りをしたいと思います。当該事業は、実施ということでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい、ありがとうございます。それでは、この事業につきましては実施ということで答申をいたします。事前評価対象事業は、以上で終わります。

【再評価】 1. 広域河川改修事業 八坂川

《議長》 続きまして再評価対象事業に入ります。まず、再評価 1 番の広域河川改修事業、八坂川について説明をしてください。

《河川課》 それでは、広域河川改修事業、八坂川水系、八坂川についてご説明をいたします。八坂川は杵築市の南部に位置しておりまして、旧山香町から杵築市を經由して別府湾に流れる二級河川でございます。流路延長につきましては 30 km。流域面積につきましては、147 km²となっております。八坂川の方につきましては、西から東ですね。図上では、左から右の方に流れております。本事業につきましては昭和 39 年から着手しておりまして、

全体計画延長 4,600mのうち、昨年度までに 3,600mの改修が終わり、残りは約 1,000mとなっております。こちらは概略の平面図に、平成 9 年 9 月の台風 19 号による浸水範囲と事業の進捗状況を示したものになります。水色につきましては、当時、平成 9 年の浸水範囲になっております。で、黒色が着手済み、施業済みの区間になりまして、緑色が未施業の区間となっております。平成 9 年当時につきましては、こちら、ショートカット工事、旧川がこのような走っておりまして、それをこのようなかたちでショートカットをする工事の施工中でございまして、整備効果が発現されていないというところでしたので、床上浸水が 110 戸、床下浸水が 200 戸、浸水面積といたしましては、1,300ha という甚大な浸水被害に見舞われております。こちらの航空写真はショートカット完了後に撮影しております。先ほどの平面図同様、浸水範囲を水色で着色しております。旧川につきましては、このようなかたちで流れておりました。多数の人家等が浸水範囲の中にあるということが確認でき、当時の浸水被害がいかに甚大なものか、こちらの航空写真からお分かりになると思います。当時の浸水被害を引き起こした要因といたしましては、河道断面が不足していたこと。それと河道が大きく蛇行していたことに加えまして、橋梁や堰などの河川横断工作物による流水の堰上げなどが考えられます。河道が大きく蛇行していた区間。こちらになりますけども、こちらにつきましては平成 13 年度に改修が完了し、現在は上流区間の河道掘削、場所につきましてはこの付近になりますけども、こちらの方を行っております。こちらの写真は、近年で最大の浸水被害が発生しております、平成 9 年 9 月の台風 19 号による洪水の状況になります。こちらは、蛇行していた旧川の付近にあります海洋センターの様子でございます。八坂川から水が流れておりまして、こちら、グランドになるんですけども、グランドがプールのようになっております。現在は河川のショートカットが完成しております、この付近の浸水被害の原因は解消されたというふうに考えております。こちらの方、写真は、先ほどの場所から上流側にあります、家屋の浸水被害状況になっております。一階が完全に水没して、水面が二階までに届きそうな状況となっております。こちらは下流域の全景写真で、河川の方の流れは、手前から奥の方に流れております。平成 13 年度にショートカットの工事が完了いたしまして、こちら、八坂橋になりますけども、こちらから下流部の浸水被害の原因は解消されたというふうに考えております。現在は、こちらからまだ上流になりますけども、上流区間の改修を行っている状況でございます。こちらが平成 9 年 9 月の台風 19 号による浸水の写真です。こちらの方が、現在、改修区間を行っている区間になりまして、こちらが市道の出原橋となっております。こちらの浸水原因といたしましては、こちら、出原橋の上流になりますけども、上流区間が河道が狭かったというところがございます、溢水して堤防の外側を流れて、辺り一面、浸水被害を起こしているというふうになっております。で、現在、こちら、右岸の堤防を約 20m程度引いて、河道を広げております。こちらの航空写真が平成 15 年度に撮影しております、こちらが今年度撮影した航空写真になります。で、こちら白い線が旧川。こちらの河道の線になりまして、こちらが約 20mを引いて、現在の河道といたしましては、この赤色の線と

いうふうになっております。で、こちら横断面につきましては、現況の地盤線を黒色で示しております、赤色のかたちに改修を行っております。で、緑色で着色しているところが築堤になりまして、黄色く着色しているところが河道掘削というふうになっております。で、こちらの方が出原橋の下流における、これが平成 22 年度当時の施工の状況です。こちらは元々の堤防がこのラインにごさしまして、それを引いて堤防を新たに作っております。で、こちらの旧堤防につきましては、先ほどの航空写真でお分かりになったと思っておりますけれども、すでに撤去しております、現在の河道幅というのはここまで。新しい堤防までに整備を行っております。

続きまして、整備の方針についてです。良好な水辺環境を確保するために、護岸に覆土を行っております。こちら、いちばん上の写真が、護岸に覆土を行いまして、行った施工直後の写真になります。で、こちら、真ん中の写真が、施工後、7 年経過した同じ場所の写真でございまして、写真でお分かりになるとおり、良好な水環境が復元しているという状況でございまして。で、また、いちばん下のこちらの写真につきましては、現況滞筋を保全しながら河床掘削を行った箇所となっております、こちら、写真で、こちらがツルヨシが群生しております、魚に優しい川となっていると思っております。で、出原橋より上流について整備を進めておりますけれども、こちら、こちらが流下能力図という図になりまして、こちらが、川の流れがこっちが上流側で、下流側になります。で、右岸側、左岸側で、この棒線、縦軸の線が、その断面で水を流せる余裕を示しております。で、こちら、緑色のラインが、整備を目標とする容量でございまして、施工済みの区間につきましては、目標とする流量を満足する断面が不足しておりますので、こちらの流下能力を向上するために、現在、河道の整備を行っております。で、未着手の区間につきましては、こちらが J R 橋で、こちらが出原橋で、現在、施工をやってる区間がこちらになりまして、上流区間は川幅が狭いと、このような状況で川幅が狭いということと、あと固定堰が 2 基ございまして、こちらの方が流下を阻害しておりますので、改築をする計画をしております。

残土の状況についてですけれども、全体計画で、残土量が約 24 万 m³になります。今後の数量といたしましては、掘削といたしましては、約 16 万 m³。築堤に要する土量が、約 1 万 9 千 m³ということで、残土といたしましては、約 14 万 m³発生する見通しになります。こちらにつきましては、現在、他の公共工事へ流用するように調整しておりますけれども、まだ今年度、どこに搬出するかは決定はしておりません。

最後にまとめとなりますけれども、評価基準は、再評価後 5 年経過です。改修効果といたしましては、家屋の 197 戸、田畑等で 192ha の浸水被害の防止。それと、県道藤原杵築線の浸水防止による避難経路の確保が上げられます。また、費用対効果につきましても 1.87 というところがございますので、本事業を継続したいと考えております。以上、よろしくお願いたします。

《議長》 はい、ありがとうございました。それではご意見を願いたします。

《委員》 すいません。最初の予定が昭和 44 年度までっていうことが、平成 34 年度までということで、大幅に延長になっているんですけども、そのへんの原因と経緯っていうか、ちょっとすいません、もう一度簡単に説明していただけますか。

《河川課》 はい。まず、その事業規模が河川の改修延長というものが 4.6 km と。で、事業費もかなりかかるということで、まず大規模な事業ということで、時間がかかっております。それから特に中流部、蛇行がはげしいところをショートカットしておりますけども、地元の地権者の方、あるいはほ場整備事業と連携して河川改修事業を行ったということで、そのへんの事業の調整ですね。それからあと、カブトガニとかそういった貴重種がおりますので、環境に対する影響の対応策といたしますか、そういったものにも時間がかかっておりますので、そういったかたちで、トータルで時間が非常にかかってしまったということになっております。

《委員》 はい。30 年以上も延びているので、そのへんはちょっとどうなんだろうかなと思ってお聞きしました。

《河川課》 再評価書の方に、当初計画、昭和 44 年までと、こうなっておりますけども、当初の事業計画の区間というのが、その後、延伸をされたというのが一つあるということでございます。

《委員》 はい。ありがとうございます。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 関連してですけど、八坂川の方も河川整備計画ができてない、未策定というふうに記載されているんですけども、何か、水害等が起こってしまって、そちらの方の対応の方を急がなくちゃいけないというようなことでなかなか策定できなかったのか、先ほど環境面のカブトガニ等の説明も課長さんからありましたけども、何か未策定の何か原因というとおかしいですけど、それも合わせて、ちょっと説明していただいてよろしいでしょうか。

《河川課》 はい。整備計画は現在、準備をしているんですけども、その整備計画の上位であります整備方針ですね。こちらについては今年の 3 月に了解がやっと取れたということで、それまで河川法が変わって、整備方針、それから整備計画を策定しなさいと、こうなったわけなんですけど、それ以前もそれに代わる工事实施基本計画、あるいは事業ごと

の全体計画、そういったもので運用しておりましたので、国の了解はちゃんと取れてやっていたと。法律が変わって、方針とそれから整備計画というものを新たに策定をしなければいけないということで、それは鋭意やってきたんですが、どうしても他の事業とかございまして、なかなか整備計画を立てるまでは、ちょっと行き着かなかったということでございます。

《委員》 はい。ありがとうございました。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 まだ工事が進んでいない未施工箇所のところ、JRの陸橋があったようにありました。それで、橋脚が建ってて、その辺りがもう何か、川幅が狭いようにありました。それで、そのJRとの関係はどうなるのでしょうか。この工事は。

《河川課》 JR橋については、県内各地、JR橋がございますけれども、ここについても、これを架け替えるとなると膨大な費用もかかります。それから、JRの方も九州内各地にこういった橋梁というのは、もう多数持ってますので、これを順番にやるためには、JRさんの方も体力というものもございます。で、今、現在、治水的には早く通水断面の確保というのは、やっぱり図るべきですので、橋梁を架け替えなくても、河床掘削等で対応できないかということで、今、JRと協議をする準備を現在、行っているところでございます。

《委員》 そうした場合に、ここの他事業との関連の中では、特に無しと、こうなってますけれども、そのJRの方の事業を使うということは、まだ考えられてないってことなんですか。

《河川課》 はい。橋梁を架け替えるとなると、当然、河川事業とJRさんと協定を結んで相互にやるということになるんですけども、非常にそれはもう現実的ではないということなので、先ほど言いましたように河床掘削等で対応できないかということで河川管理者、県の方が案を作りまして、それをJRに協議すべく、今、準備をやっているということでございます。

《委員》 はい、分かりました。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 先日、これ、見に行ったときにもちょっとお話をしたんですけど、法律の根拠を書いておいてくださいっていうことでお願いをしたんですけど、できたら条文も書いてほしいんですけど、そうしないとチェックのしようがないんで。河川法って言っても、たぶん、計画に関する規定ってむちゃくちゃあって、それ探すだけでもたぶん、私、たいへんになってしまいますんで。あと、やっぱり行政っていうのは法律による行政の原理っていう大原則があるんで、その辺りきちんと法律に基づいてやってるんだっていう意識を表してもらうためにも、ちょっと条文も今後は、ちょっと他の評価についても含めてなんですけど、ちょっと書いておいていただきたいという要望です。

《議長》 よろしいですか。

《河川課》 はい。事務局とも相談をさせていただいて、何条まで書くかどうかですね。

《事務局》 すいません。〇〇でございます。今の案件につきましては、資料には河川法何条によるというかたちで入れさせていただいて、あと、条文につきましてはこれ、パワーポイントの中に入れるとかそういうかたちの工夫をさせていただきたいと思っております。それでよろしゅうございますか。

(了解の声)

《事務局》 では、そのように次回からさせていただきます。

《議長》 すいません。私も一つお聞きしたいんですけど、先ほど質問ありましたように50年経ってるわけですよね。その中で平成13年度に、その捷水路ができあがったというふうになっておりますが、その出来上がった以降は、水害は出てないんですかね。

《河川課》 そうですね。氾濫をするような洪水というのは、起こっておりません。はい。

《議長》 それは非常に効果があったということだと思んですけど、またさらにこれから約9年かかりますよね。だからその間に、最近はもう、ほんとうに突発な豪雨が多い。たいへん突発的なことが起こりますので、この9年間は大丈夫ですかね。9年間かかってやっておる間に、そういうことも十分、頭に入っておかないと、また大きな被害が出るんじゃないかと思いますが、そこらへんはどういうふうにお考えですか。

《河川課》 こういった改修箇所というものを多く県も抱えておまして、公共事業の削減というのはずっと続いてきて、確かに事業のペースが落ちてきているということで、選択

と集中ということで極力、その少ない予算をうまく展開をして、効果が早期に上がるようにという努力はいたしております。あと、事業の進め方として、やはり長い延長を改修するというと、当然、下流から順番に護岸とかをやっていくとどうしても時間がかかりますので、やはりネックとなっているいちばん流下能力の低いところですね。そういった、この八坂川でございましたら、やはり堰とか構造物のあるところがどうしてもネックですので、そういったものを先に片付けるというような、改修の順番等もよく考えて、全体では9年ですが、そのネックを解消するのをもう少し早くするとか、そういったことも考えていきたいと思っております。

《議長》 はい、分かりました。

《委員》 すいません。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 先ほどのお願いだったんですけど、事前に私も法律の条文をチェックしたいので、これ、監視委員会を開く前の事前の時にでもちょっと、私にちょっと条文だけでも、番号だけでも知らせておいていただければと思います。

《議長》 よろしいですか。

《河川課》 了解いたしました。

《議長》 はい。お願いします。それでは、だいたい意見も出そろったようでございますのでお諮りいたします。この事業につきましては、事業者が申しております対応方針案、継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい、ありがとうございます。では、この事業については、継続として答申をいたします。

【再評価】 2. 広域河川改修事業 犬丸川

《議長》 次に再評価 2 番の広域河川改修事業、犬丸川について説明をお願いいたします。

《河川課》 それでは広域河川改修事業、二級河川、犬丸川水系、犬丸川について説明いたします。犬丸川は中津市に位置しておりまして、旧三光村から周防灘へと流れ出る、流路延長が約 24 km、流域面積、約 74 km²の二級河川となっております。こちらの平面図で事業の概要を説明いたします。川は右から左へと流れております。犬丸川では、昭和 55 年および昭和 58 年に甚大な浸水被害が発生しました。このため、昭和 60 年度から河川改修事業に着手しており、事業完了予定は平成 30 年度となっております。図面の黒色で着色している部分が施工済みの箇所ございまして、緑色で着色している部分が、未実施箇所となっております。下流部では、河床掘削残しで暫定施工済みとなっております。事業区間は 10.1 km。全体事業費は約 90 億で、今年度事業費ベースで、約 91%が完了する見込みです。犬丸川における浸水原因は、河川断面の不足および河川横断工作物による流下阻害です。この原因を解消するため、河川改修事業を行っております。こちらは犬丸川の航空写真です。写真の左側の下流域は、住宅や工場群、小中学校や自動車関連物資輸送ルートである中津日田道路、国道 10 号や日豊本線など、社会経済的に重要な施設が密集しております。下流域では、平成 9 年、平成 16 年、平成 17 年と、浸水被害が発生しております。また、昨年の出水により、上流の未整備区間で浸水被害が発生しております。下流部の犬丸川、五十石川の合流点付近の浸水状況写真です。今津橋、桜州橋が河川の流れを阻害し、堰上げを引き起こし、家屋の浸水被害が発生しております。現在は橋梁の改築を行っており、浸水被害の解消が図られました。この写真は犬丸川の上流部の写真で、平成 16 年 10 月の出水により、県道円座中津線が冠水したときの写真となっております。こちらが犬丸川で、この県道円座中津線が冠水しております。次に事業効果です。この写真は中流部の県道万田四日市線付近の改修前後の写真となっております。左の写真のように改修前は川幅が狭く、洪水を安全に流す断面がございませんでした。そこで右の写真のように河道を掘削して川幅を広げ、洪水を安全に流す断面を確保したことにより、昨年の出水においては、この地区の浸水被害は生じませんでした。

次に流下阻害を起こした、支障構造物の改築について説明いたします。今津橋は橋脚の数が多ことから橋脚の間隔が狭く、橋の桁下高も不足しており、河積を阻害しておりました。このため、洪水時は河川の流れを阻害し、堰上げにより周辺家屋の浸水被害が発生しておりました。改築内容としては、橋脚を一本にし、橋を高くする橋梁架け替え工事を進め、この地区の浸水被害を解消しております。続きまして整備の方針です。河川断面の拡大にあたっては、兩岸を拡幅するのではなく、既設護岸を利用し、片岸のみ拡幅する計画としております。これにより河畔林の保全や、現況河床形態の保全を図れ、多様な水空間の創出を図れると考えております。

続きまして未整備箇所です。上流は固定堰による堰上げで浸水被害が生じておりますので、この支障となっている固定堰を可動堰として改築することにより、浸水被害を解消い

たします。残土の状況について説明いたします。全体計画での掘削土量は45万m³で、築堤に必要な土量は14万m³となっております。今年度以降の掘削土量は、約1万7千m³で、築堤に必要な土量は、約10万2千m³です。不足する、約8万5千m³については、他事業で発生した土砂を公共工事から流用する予定となっております。

最後にまとめです。再評価基準は、再評価後5年経過で、平成25年度末の事業進捗は、約91%となる見込みです。改修効果としましては、家屋等506戸、田畑、237.4haの浸水被害の防止、県道市道等の浸水防止による避難経路の確保などが上げられます。また、費用対効果、B/Cも4.1あることから、本事業を継続したいと考えております。以上、よろしく申し上げます。

《議長》 はい、ありがとうございます。それでは、ご意見をお願いいたします。どなたかございませんか。

《委員》 河口のところにダイハツの地図が左岸のところに入ってるんですけども、犬丸川の改修の経緯って言うか、何かダイハツが来るのでそれに合わせてやってるのか、あるいは、そういうダイハツに関わる製品、あるいは原材料ちゅうのか、部品等の運搬経路等にも当たってる部分があって、それとの関連もあって進められたりしてるところがあるのか、ちょっとそれをお伺いしたいと思ったんですけど。

《河川課》 はい。犬丸川は昭和60年から始めておりますので、特にそのダイハツの誘致と直接の関係はございません。

《委員》 で、ダイハツ等が、その犬丸川の氾濫によって被害を受けたとかいうふうなこともないんでしょうかね。

《河川課》 ええ。今のところ、それは、もうございません。はい。

《委員》 はい、ありがとうございます。

《河川課》 ダイハツのところは確か、天貝川という川が、すぐそばにございましてですね、天貝川の改修も、確か、今年度で完了予定です。

《議長》 この固定堰というのは幾つあるんですか。

《河川課》 まだ残ってるのが2基でございます。2箇所です。

《議長》 あとはもう、全部、可動堰に代わっちゃった。

《河川課》 はい、そうです。

《議長》 この可動って、その動き方ってのはよく分かりませんが、どういうふうに動くんですか。水害の時に。

《河川課》 通常は取水、水を取るときには、従前の固定堰と同じ高さまで、要は扉体がヒンジと言いまして、要は90度回転をするようになっております。扉体がですね。通常、水を取るときは起きてる状態です。で、自動倒伏と言いまして、この堰の天端から、例えば30cmほどオーバーフローした段階で堰が倒れるような、そういうセットをしております。フロートと言いまして、今、水位がどこまであるかというのを感知しながら、その水深によって、今度、堰が倒れなさいというような、そういう仕掛けをしております。

《議長》 流れやすくなるんですね。

《河川課》 はい。一定量の水位を超えますと堰にその命令が行って、一度にポンと倒れると溜まった水が一気に下流に流れますので危険ですので、一定の速度でゆっくり堰が倒れていくというかたちで、倒れてしまえば、元々の前後の川と同じ断面がそこに現れてくるということで洪水の支障にはならないという仕掛けがございます。

《委員》 ししおどしの原理で。

《議長》 ししおどしね。ああ。じゃあ溜まったら。そうか。

《委員》 この可動堰というのは、いつ頃からこれは取られてるんですか。

《河川課》 可動堰って、こういう方式でしょうか。

《委員》 ええ、そうです。どんどんどんどん、今、この固定から可動に代わってますよね、いつ頃からこういうやり方になったんですか。

《河川課》 そうですね。かなり歴史は、もう古いですね。私どもが県に入った頃から、もう、こういったやり方はなされてましたので。昔はなかなかそういう可動をするような堰っていうものは見受けられませんでしたけれども。

《委員》 けっこう、でも、まだ固定が残ってて、いろんなところに現地に視察に行かせてもらおうと、固定堰から可動堰について話をたくさん聞くんですけど。

《河川課》 そうですね。

《委員》 じゃあ、もう最初は、でも、まだなかったんですね。そういうやり方ちゅうのは。

《河川課》 そうですね。この固定堰というのは、ほんとう、江戸時代って言いますか、古くからずっと作られてきて、石を小積んで作ってたものもあれば、コンクリートとかそういうものができて今のようなかたちになったり、かなりもう、昔からそういう形状で水を引いてたという歴史があります。で、やはりそれが断面を阻害してるということになりますので、河川改修で、そういう可動堰化というものを行っております。

《委員》 すいません。もう一点お願いします。構造物、最初、当初計画では 66 基ということから、その第 2 回目の変更で 51 基になってるんですけども、これ、何が減ったんですか。

《議長》 金額は増えてるわな。予算はね。

《委員》 そうですね。

《議長》 そこが何か。

《委員》 評価の見直しが平成 20 年にあったときに、51 基に減ってます。

《河川課》 樋門、樋管と呼ばれる、川の横から水が流れてきて、それを川に排出したりとか、そういった。こういう門扉ってのがあるんですけど、それが数がかなり集約をしたというか、それで減っております。だから橋梁とか堰というのは、もう、もともとそこにあるものですから、数が増えたり減ったりということは、もうないんですけども、樋門、樋管というのは、従前、なくても新しく作ることもあれば、従前、あったものを統合したりとか数を減らすこともございますので、その部分が数が減ってるということでございます。

《委員》 何かこう、数字からではよく分からないんですね。それで、今回の変更で、やっぱり 51 基のままなんだけど、予算なんか、またちょっと変更があったりして、何がど

うなってるのかちょっと分かりません。

《河川課》 そうですね。全体の事業費としては、前回の評価の時からしますと、今回、12億ほど全体事業費というのは下がってるということになります。

《議長》 この可動堰は、この構造物等に入ってるんですか。可動堰に代えるやつは。

《河川課》 そうです。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 施工中の環境配慮ということで、ちょっとお聞きしたいんですけど、八坂川、かなり具体的に書いてあったんですけど、こちら、やっぱりどうしても一般的な表現になろうかなと思うんですけど、拡幅工事ですから、かなり環境は変化するわけですけど、特にこの事業、環境配慮ですね、事業中の。環境配慮のところの3行あるうちの2行目ですね。護岸は緑化が可能なものを使用すると共にというところ、ちょっと分かりづらいと言いか、もう少し具体的に聞きたいな。で、あとのところは、多孔質の穴が開いておれば、いろいろ確かにすみかになったりするんで、まあ、一般的でも分かるような気がするんですが、護岸は緑化が可能なものを持つことは、その土とか石垣とか、何かそこらへんのところをちょっと具体的に教えていただければと思います。

《河川課》 護岸についてはいろいろ製品も種類が出ておりまして、固有の名称はちょっと避けますけども、一般的に言えば、例えば緑化ができる緑化ブロックとか、ポット式に、例えばなっていたりして、そこに、例えば石を詰めたりして、自然にそこに草が生えたりして、例えば蛍の環境にいいとか、そういった植生が可能なブロックとかそういったものを。

《委員》 植物が生えるように。

《河川課》 そういうことです、はい。

《委員》 はい。じゃあ、その後に、その多孔質のあれにもつながっているということですね。隙間のあるブロック。はい、分かりました。

《議長》 それでは、ご意見もだいたい出そろったようでございますのでお諮りします。この事業につきましては、事業者が申請しております対応方針案、継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。では、この事業については継続として答申します。

【再評価】 3. 広域河川改修事業 七瀬川

《議長》 それでは次にまいります。午前中、最後の事業でございます。再評価3番、広域河川改修事業七瀬川の説明をお願いします。

《河川課》 それでは、広域河川改修事業、一級河川大分川水系、七瀬川について説明いたします。七瀬川は、一級河川大分川の支川で、豊後大野市の朝地の山岳地帯に源を發し、大分市野津原に出て大きく蛇行して流れ、大分市で合流する、流路延長 27.5 km、流域面積 85 km²の一級河川です。七瀬川は下流の直轄区間、ここの下流の直轄区間を国土交通省が管理しており、また、上流側では大分川ダムの建設が進められております。この大分県管理区間のうち、事業区間延長は 4 kmとなっております。近年においても度重なる洪水により浸水被害が発生しているため、河道掘削や築堤による河川断面の拡大、橋梁等、ネック構造物の改築を行っております。概略の平面図に、平成 5 年 9 月の出水による浸水範囲と事業の進捗状況を示しております。川は右から左へと流れております。これの水色の着色部は浸水範囲を。黒色が施工済み区間。緑色が未施工区間を表しております。全体事業費は約 70 億で、今年度までに事業費ベースで約 82%が完了する見込みです。

次にこの写真は、平成 16 年 10 月の台風 23 号による浸水状況ですが、写真の水色で着色している部分が浸水エリアとなっております。床上浸水 40 戸、床下浸水 16 戸、国道 442 号、県道、市道等の灌水など、多大な被害が発生しております。浸水被害を引き起こした要因としては、河川断面が不足していたこと。河道が大きく蛇行していたことが考えられますので、現在は、河道の拡幅等を行っております。こちらは平成 16 年 10 月の台風 23 号による出水状況の写真となっております。河川水位の上昇に伴い、旧野津原の中心部で、道路の冠水などの浸水被害が発生しております。これは野津原支所の前の道路が冠水している状況で、ここは事業区間の平野橋の上流状況の写真となっております。

事業効果ですが、七瀬川の蛇行部のショートカットについては、平成 18 年度に完成しております。このショートカットを完成後、平成 19 年 8 月の台風は、累加雨量で平成 16 年 10 月と同程度の豪雨でありましたが、浸水被害が軽減されております。左下にショートカットによる水位低減効果を現した横断図を付けております。このショートカットにより、

約 70 cm の水位低減効果がございました。図面の青色で着色している平成 16 年の浸水区域に対し、平成 19 年の浸水区域は、赤色の点線で囲まれた範囲となっております。床上浸水が、40 戸が 0 戸に、床下浸水は 2 戸に減少し、事業効果が発現されていることが分かります。

現在の航空写真と横断図により、整備の方針をご説明します。横断図に現況地盤線を黒色。改修後の地盤線を赤色で示しております。緑色の着色は築堤、黄色は河道掘削を示しており、これにより河川断面を確保し、流下能力の向上を図ることが分かります。また、七瀬川では、国が上流部で大分川ダムの建設を。下流部では河川改修を。また、支川では大分市が浸水対策事業を進めております。このため平成 16 年度から、国、県、市、学識者、漁協などで構成している七瀬川川づくりり懇談会を継続的に開催しており、その中で良好な河川環境の創出に向けた取り組みを行っており、話し合われた中で、水際に変化を持たせる工夫をしたり、本来あった瀬や淵の復元といった対策を現地で実施しております。また、地域の小学校と協働で環境学習を行うなど、河川への関心を高める取り組みも行っております。

残土の状況について説明いたします。全体計画での掘削土量は 65 万 m³ で、築堤に必要な土量は 7 万 1 千 m³ です。今年度以降の掘削土量は約 23 万 m³ で、築堤に必要な土量は 6 千 600 m³ の予定です。残土として約 22 万 m³ 発生する予定でございますが、同じ管内である大谷川の河川改修工事等へ流用する予定となっております。

まとめです。再評価基準は、再評価後 5 年経過で、平成 25 年度末の事業進捗状況は、約 82% の見込みです。改修効果としては、家屋 175 戸、田畑 62ha の浸水被害の防止。国道 442 号など主要交通網の浸水防止による避難経路の確保などが上げられます。また、費用対効果、B/C も 2.0 あることから、本事業を継続したいと考えております。前回、質問をいただいた、河川整備計画や大分川ダムとの関連について説明をいたします。当初計画より大分川ダムによる洪水調節を見込んだ河道計画としており、平成 19 年 1 月に策定した、大分川水系下流圏域河川整備計画にも引き継がれております。また、大分川ダム建設事業の検証でも、大分川ダムの建設と下流の河道改修の組み合わせによる治水対策が妥当であると評価されております。このように河川整備計画に基づき、大分川ダムや下流の直轄区間と連携した河川整備を進めており、事業区間のショートカット部は、平成 18 年度に完了しているものの、その上下流については、まだ未整備区間が残っていることから、河道改修を実施しているところでございます。以上、よろしく願いいたします。

《議長》 はい、ありがとうございました。それでは、質疑をお願いいたします。どなたかございませんか。

《委員》 先日は、一の瀬橋のところの工事をやってるところを見せていただいたんですけども、県がこの区間で努力されてるのは分かるし、それから、今、説明があったように、

ショートカットされたことによって、かなり治水効果が出てるというのも分かったんですけども、もともと七瀬川というのは、もう名前の通り、なんか七つの瀬や淵というか、たくさん瀬や淵があって、非常に魚類等にとって環境の良い川だったというふうに聞いてるんですけども、大分県の河川改修に文句を付けるわけじゃないけど、どうも河川改修の県の区間が、どうも何か単調な改修になってるようなですね。例えば平野橋から周辺のところですね。それから今回の一の瀬橋のところもあんまり単調なと言うか、あるいは護岸についても、覆土してあったりしたあと、さらにちょっと出水があって、すぐ覆土の部分が流されてしまったりとか、そんないろんな経緯も経験していると思いますので、今回、一の瀬橋付近でがんばってやってもらってるのは分かるんですけども、もうちょっと何か、できないのかな。もうちょっとという言い方が、ちょっと具体的じゃないですけども、何かお考えがあればお願いいたします。

《河川課》 七瀬川については、県内の川でもかなり漁協さんなんかと連携をして、あるいは子どもたちを呼んで学習会をやったりとか、改修をするだけではなくて、そういった地域とのふれあいとか、漁協さんの意見を聞くとかいろんなことはやってはいるんですけども、なかなか先生がおっしゃったように、それがかたちとして、多自然川づくりにほんとうになってるのかっていうところは、まだまだそういう多自然川づくりというのが発展途上にあると言うか、いろいろ試行錯誤はしてるんですけども、そのへんをもう少し進化させるというか、やっていければとは思っております。確かに単調なところがいちばんまずいというか、もう少し変化を持たせるとか、そのへんをもう少し勉強していきたいなと思います。

《委員》 で、私のことを言うとあれですが、七瀬川川づくり懇談会の座長をしております、10年近く地元の人の意見だとか、あるいは行政の方の意見も含めて話し合いをしてきてるんですけど、なかなか、委員の方から言うと、国の方はダムとそれから大分河川国道があるので、わりあい事務局も大分川ダムがやってるので熱心なんですけども、多少、やっぱり県とか市とかの姿勢が、若干、後ろ向きとまでは言いませんけども、ちょっと熱意が不足しているんじゃないかなとも思ったりもしますので、やっぱりそれなりに、国の方は一生懸命、資料とかパワーポイントとか出して説明してくれてるんですけど、もう少し県の方も熱意の方を、大分土木事務所ですかね。実際に関わってるところに、課長さんの方からもご指導をお願いしたいと思います。要望です。

《河川課》 はい、分かりました。ありがとうございます。

《議長》 はい。ほかにございませんか。

《委員》 もう一つ環境配慮の方で、そのいろいろな地域との運動もあったのか、最初のショートカット区間で、ショートカットしたことで、当然、洪水等は激減したんで、それはそれでいいんですけど、その締め切ってバイパス計画だったけど残したというか、現況のその部分を残したということで、これは生物多様性とか環境配慮という部分ではプラスだろうなと思うんですが、その辺りのいきさつみたいなところをちょっと詳しく教えていただければと思います。

《委員》 どう言うんでしょう。そのショートカットした、その蛇行しているところを残してるんですよね。

《河川課》 そうです。

《委員》 そのいきさつみたいなの。

《河川課》 そうですね。洪水時になれば、基本的には、今、ショートカットしたところをその部分を流れるんですけど、通常は、その旧川のところが水が流れるというふうにしております。今、先生が言われたように、やっぱり蛇行してるっていうところが逆に価値が、生物にとってはですね、あるといったところで、そこをまた逆に、例えば埋めて、違う土地利用をすとかですね、そういったことではなくて、やっぱりそういう生物の生息生育空間を残すために旧川は旧川としていっぺん残して、で、洪水については、この新川の方で対応するというような考え方の基に旧川は残したという経緯でございます。

《委員》 それはとてもいいことだと思うんですが、その辺り、やっぱりあれですか。地域との話というよりは、もうそういう計画を立てて、同意していただくというか。

《河川課》 そうですね。ここは通常の河川改修でありながら、ふるさとの川モデル事業というような事業にも上げられてまして、当然、当時の野津原町の方とか地元の方とお話をして、こういったやり方になったということでございます。

《委員》 ありがとうございます。そういう経緯が。

《議長》 他によろしいですか。それでは、ちょうど時間も 12 時過ぎましたので、この件についてお諮りをしたいと思います。この事業は、事業者が申しております対応方針案、継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

議長 はい、ありがとうございました。それでは、この事業については継続として答申をいたします。これで午前中の審議は終了いたしまして、1時までですかね。はい。じゃあ13時までの休憩といたします。午後の部は13時から再開しますので、よろしくお願ひします。

(休憩)

【再評価】 4. 広域河川改修事業 大谷川

《議長》 午後の審議を再開いたします。今回は、再評価4番の広域河川改修事業、大谷川について説明をお願いいたします。

《河川課》 それでは引き続き、広域河川改修事業、大野川水系、大谷川について説明いたします。大谷川は一級河川大野川の支川で、大分市宮河内で大野川へ合流する、流路延長4km、流域面積5.4km²の一級河川となっております。大谷川沿川では、平成5年に甚大な浸水被害が発生しております。このため、平成6年度から河川改修事業を着手しており、事業完了予定は平成32年度です。図面の水色は浸水範囲を。黒色は施工済み区間。緑色は未施工区間を表しており、事業区間は1,850mです。全体事業費は約37億円で、今年度までに、事業費ベースで約86%が完了する見込みです。大野川との合流点にある樋門については、本川大野川の管理者である国土交通省所管となっており、平成21年から平成23年度で改築が行われました。当時の浸水被害を引き起こした要因としては、河川断面が不足していたこと、橋梁などの河川横断工作物による流水の堰上げが考えられます。こちらは大谷川周辺の航空写真です。赤で旗揚げしている区間が改修事業区間となります。近年は、東九州自動車道や国道197号バイパス、県道坂ノ市中戸次線が整備されるなど、流域の開発が進んでおります。写真の水色で着色している範囲が、平成5年9月の浸水範囲となっております。

続いて国との連携ですが、先ほどご説明したとおり、県の大谷川の改修にあわせて、管理者である国土交通省が樋門の改築を行っております。これは改築後の写真となっております。続いて大谷川における浸水状況です。右上の写真は、平成5年9月の台風による浸水被害の状況となっております。この出水により、56戸の家屋が浸水しました。下の写真は上流未整備区間における平成24年7月の浸水状況です。

続きまして事業効果を説明します。改修事業により、河川断面の拡幅および築堤掘削を行っております。改修前の川幅は約3m程度でしたが、改修後は20m程度となっております。

す。河川断面を確保したことにより、浸水被害が軽減されております。

続きまして、整備の方針について説明します。既設護岸の利用や竹林の保全に配慮し、片側拡幅となっております。上の二枚の写真は、施工前と施工後の予想のCGとなっております。施工前と同じような現状の河岸環境の保全と復元が図れると考えております。続いて未改修区間です。計画区間上流部の河川断面の拡幅、橋梁の架け替え等を行い、流下能力の向上を図ります。近年でも浸水被害が発生しており、今後も発生する可能性が高いことから、事業を継続する必要があります。

残土の状況です。全体計画での掘削土量は4万7千 m^3 で、築堤に必要な土量は10万 m^3 となっております。本年度以降の掘削土量は、約4千 m^3 で、築堤に必要な土量は、約2万4千 m^3 の予定です。不足する約2万 m^3 については、午前中に説明しました同じ管内の七瀬川の河川改修工事から流用をする予定となっております。

まとめですが、再評価基準は再評価後5年経過で、平成25年度末の事業進捗率は、約86%の見込みです。改修効果としましては、家屋56戸、田畑129haの浸水被害の防止、県道など主要交通網の浸水防止による避難経路の確保などが上げられます。また、費用対効果、B/Cも1.47あることから、本事業を継続したいと考えております。

前回質問をいただいた事業費増額の内訳ですが、こちらの平面図と航空写真に、当初の遊水池の計画を青の点線で、変更を赤の実線で示しております。写真を見ていただくと分かるように、新たにビニールハウスが18棟かかるようになりまして、用地補償費が増となっております。また、市道や水路の付け替え延長の増に伴い、補償工事費も増額となっております。遊水池の詳細設計や、大野川本川の堤体の安定検討等と測量試験費も増っており、事業費が前回と比べて増額となっておりますが、大谷川は、河道改修と遊水池の計画により浸水被害の防止軽減を図る計画であることから、事業を継続したいと考えております。以上、よろしく申し上げます。

《議長》 はい、ありがとうございました。それでは質問、ご意見等をお願いいたします。

《委員》 先日は工事の箇所と、それから樋門のところから遊水池になりそうな部分を見せていただいて、現地によく分かったんですけども、それとはちょっと関係ないんですけど、宮河内ハイランドというのがすぐ近くにあるんですけども、そこからの流出水というのは、あんまり関係ないのか。あるいは宮河内ハイランドの開発に伴う、いろんな地域の開発の変化が大谷川にも多少影響があるのか、その辺りをちょっとお尋ねしたいと思っておりますけど、だいたい宮河内ハイランドもできてから年数が経ってるような気もするんですけど。ちょっと的外れな質問かもわかりませんが、よろしく申し上げます。そこですね。写真の上の部分だと思います。

《河川課》 ちょっと今、手元に流域図を持ってまいってないもんですから、ちょっとは

つきりしたことが言えないんですけど。

《委員》 隣の丹生川と言うのかな。と、何か、流域が接してて。どっちがどっちになるのかな。私もちょっと、普通の地図を見ただけではちょっとはつきり分からなかったので、お尋ねしようかなと思って、ちょっとお伺いしてみました。今の、現大谷川の改修の計画には、直接は、宮河内ハイランドは、関わりがないというふうな理解でよろしいでしょうかね。

《河川課》 そうです。平成6年にスタートしておりますのでですね。はい。当時の土地利用というのは、当然、把握されてますから。

《委員》 それと現地、見に行つて気になったのは、やっぱりもう、非常に昔の河川の川幅が狭くて、これじゃあとても流量を吐くのは難しいなという感じを非常に強く持ったんで、だいた、改修できてるところは広い川幅になって、自然環境にも配慮したというか、良い川作りができてるような気がしたんですけど、何かそのへんについてコメントというか、ありましたらよろしく願います。

《河川課》 先ほど説明の中でもありましたけど、なかなか、小河川ですから、小川の的なですね。新しくできる河川というのが、もう従前の川とも全く違った川になるということで、かなり、当初、国交省の方から多自然型川づくりというものが、ちょうど平成2年に始まって、断面の形状として、河岸については2割にしなさいっていうのを盛んに言われてた時代で、出来上がった断面が、非常に単調な台形状の断面になってしまっているんですけども、その後、中小河川改修の手引き等が変わりまして、逆に小河川であれば、もう五分に立てた方がいいと。もともとの川もそういう形状になってますので、上流の方になったときには、もう片岸を触らずに片岸だけを広げて、勾配ももう、2割とかいうことではなくて、現状に近いようなかたちで、それをシフトするようなかたちで川を作つていったということで、ちょっと下流の方を作つたときと、今、上流の方でやつてる河川改修というのが、若干、考え方が変わつてる面がございます。

《委員》 河川整備計画を立てたときに、ちょっと関わつたんですけど、その時はえらい断面が、勾配が緩くて、なんかちょっと贅沢なと言いますかね。断面をちょっと想定したようなところもありますので、今、〇〇さんが説明されたように、現状にあわせて、良い川作りが、今、できているんじゃないかなというふうに感じましたので、感想をちょっと申しました。

《議長》 はい。他に。

《委員》 今の点に関連してなんですけども、今、途中、上流の方に至って、方針を変更したと言うか、今のかたちになっていったわけですけど、基本的な整備の考え方っていうのは、当初、あったと思うんですが、その変更については、どこでどういうふうなかたちでオーソライズしていくのか。まさか場当たりのやってるわけではないと思うので、それがどういうふうに他の河川の改修にも関わってるのかということ、ちょっと教えていただければと思います。

《河川課》 はい。先ほども若干触れさせていただきましたけども、平成21年に国土交通省の方で、中小河川改修の手引きというものが改訂をされております。で、従来は、そのままやはり定規断面といいますか、ある程度、先ほども申しましたように、2割断面でとか、画一的な考え方がけっこうあったんですけども、やはり従前の河川の形態をよく見て、例えば五分であれば五分とか、それから水際線をなるべく、もう触らないとか、それから河床掘削する場合でも、現状の滞筋とかそういったものをスライドダウンさせる。要は定規断面で川を作っていくかないというような形ですね。そして、経済的にも、やっぱり片岸拡幅等を行うことで、兩岸を触りますと護岸費用とかも増えてまいりますので、環境にも優しく経済的にもいいというようなかたちで、そういう見直しを下さいということが21年に出されたということでございます。

《委員》 以前、今日、来られてませんが、〇〇委員が指摘されてたと思うんですけども、上位計画とかそういった指針の変更等が、やはり記載していただきたい。つまり、前回の見直しの時から方針等が変更になっていけば、その分の記載、変更に当たるので、そこは記載していただいて、工事方法等、変わる。それによって事業費等がどうなるかということとは、それはまた別の話で、事業費の変更等は今でも載ってるんですが、そういう工事工法の基本的考え方の変更ならびに、今、盛んに言われている生物多様性の点についての配慮も、いつの時点で、こういう方針で進んでいるとかですね。で、それに照らしてこの河川ではこういうふうな工夫をしているということが明示されてくると、こちらとしては非常に分かりやすく把握しやすいので、その点の改善をお願いしたい。

《河川課》 分かりました。

《議長》 他にありませんか。ちょっと質問なんですけど、上位計画との関連の中で、おおい土木未来プラン2005、その後ろの50mm対応ちゅうのはどういう意味ですかね。

《河川課》 はい。現在、50mmというのは1時間の降雨強度、50mmということございまして、河川の、大分県の、今、整備水準というのが、おおむね50mm対応ということになっ

ております。

《議長》 ああ、1時間の雨量ですね。

《河川課》 はい。1時間に50mm。

《議長》 はい、分かりました。

《河川課》 はい。その50mm対応できている整備率と申しますけども、ちなみに大分県では、今、40%を超えたところというところでございます。

《議長》 はい、分かりました。他によろしゅうございますか。はい、それではお諮りをしたいと思います。この件につきましては、事業者が申しております対応方針案、継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい、ありがとうございます。では、この事業については、継続として答申をいたします。

【再評価】 5. 地すべり対策事業 乙原地区

《議長》 次に再評価5番の地すべり対策事業、乙原地区について説明をお願いします。

《砂防課》 それでは、先ほど紹介のありました、乙原地区の地すべり対策事業について説明させていただきます。まず、乙原地区の場所についてですが、別府市大字乙原に位置しておりまして、ワンダーラクテンチ等の観光施設や、県道、市道などの主要な道路がある中で地すべり対策事業を行っております。まず、地すべり対策事業の説明に入る前に、地すべりのメカニズムについて簡単に説明したいと思います。左の図にありますように、比較的緩やかな地形で、傾斜角度で言いますと20度程度の地形において、降雨等により地下水位が上昇し、地中の水分が飽和状態になると、徐々に斜面が滑ることから地すべり崩壊が起き、被害が発生するといったメカニズムになっております。この地すべり現象に対し、どういった対策をしているかということですが、地すべり対策工法には大きく二つありまして、抑制工と抑止工があります。抑制工について説明した図がこちらになります。

抑制工とは、地下水位の上昇に対して地中にある水を排水し、地下水位を下げる工法です。具体的な工法につきましては、集水井工と言って井戸を掘る方法と、横ボーリング工がございます。詳しくは右の絵で説明いたします。青い線が水位の線を表しております、地下水位を下げ、地すべりの挙動を制御するために集水井工を施工しますと、水位を下げるというようなことになりまして、水位低下を図るといった工法になります。そして安全度が高まるといったようなことになります。次に二つ目でございますが、抑止工の説明をさせていただきます。抑止工とは、抑制工により地下水位を下げたあと、その効果を踏まえ、地すべりの動きを確実に止める工法でございます、主に杭工とアンカー工がございます。

ここまで二つの対策工法について説明しましたが、ここで、地すべり対策の手順について、基本的な流れを説明します。まず、現地地質調査においては現地調査を行いまして、挙動を確認するための計器を設置いたします。その後、地すべりの動きや水位等の挙動観測を、出水期と言いまして、6月から9月の間に行い、観測結果に基づいて抑制工の設計を行います。その後、抑制工の工事を行い、次年度にその効果を判定いたします。まだ抑制工が必要であれば、その設計を行いまして、抑制工に一定の効果が見られた場合には、その結果を踏まえて、抑止工の設計に入ります。そして抑止工の工事を行い、最終年度に地すべり全体の効果を判定して、概成となります。これが地すべり対策の一連の流れとなっております。ちなみに地すべり対策については、完成といった概念がございません。地すべり対策の概成とは、各種対策を講じたあと、計器観測等により、地すべり活動が収束した状態のことを言います。

ここからは、乙原地区について、事業の目的を説明いたします。この地区につきましては、昭和47年より地すべり対策事業を実施しております。地すべり被害から人家2,335戸や、県道市道、観光施設等を守るため、対策が始まっております。このような人命の保護やインフラの保全を目的としております。保全対象について、少し詳細に説明したものが、こちらの被害想定になります。白の枠内が、地すべりに対しての直接の被害想定範囲となります。この範囲は、地すべりが発生した場合の被害区域です。オレンジ色の範囲は、地すべりが起きた場合の朝見川、乙原川がございますけれども、その河川の氾濫区域となっております。この範囲は、地すべりにより発生した土砂が、河川を埋塞することによる被害の範囲を示しております。土石流対策技術指針から、河床勾配が2度になる地点までをとという根拠を基に設定をしております。その被害想定、氾濫区域の中に示している保全対象というのがこちらの人家、学校、病院等になっておりまして、非常に範囲が広い中での対策となっております。次に事業の必要性について説明いたします。昭和47年より地すべり災害の発生により事業を開始しており、地熱の影響を受けた地質特性、いわゆる温泉地すべりといったことから、過去に幾度となく地すべり変状による被害が起きております。平成21年6月には、地すべり変状となるクラックにより被害が発生しております。平成23年には、梅雨前線豪雨により、B-Cブロックにおいて土砂流出があり、市道、人家等に影響を与えました。そのことから再度災害防止のためにも対策が必要であると考えており

ます。こちらが先ほど説明した各ブロックの被災状況でございます。平成 21 年に、平面図で示しております、この赤い範囲において亀裂、ひび割れ等の地すべり変状が発生しました。このまま放置したままですと、人家、観光施設等に影響があることから、地すべり対策事業により対策が必要となっております。右側の写真は、この大きな範囲ではございまして、1、2、3 と番号がありまして、そちらの状況、宅地舗装、里道、市道等に地すべりによるクラックが発生しております。こちらは先ほどの C-G、C-H ブロック、こちら側のブロックでございまして、市道舗装や石積み、擁壁等の亀裂が発生しております。こちらは B-C ブロックで、平成 23 年の降雨により発生した土砂流出の状況です。地すべりブロックが、こちらになりまして、こちらの下の方に、人家があります。そちらの方の被害が生じているといった写真になります。ここからは現在の乙原地区の状況について説明させていただきます。先ほど説明しました C-G、C-H、A-E ブロック以外は、地すべり対策が概成している状況でございます。

ここからは今回の計画内容となります。まず、事業期間の延伸については、右の表を見ていただきますと、4 ブロックの計画によるものとなっております。前回の計画では、平成 21 年度までに集水ボーリングを終了し、平成 22 年に概成する予定となっております。そちらの集水ボーリングというのが、こちらの計画になります。今回の計画については、平成 21 年度に発生したクラック等の変状により、A-E、C-G、C-H ブロックの対策が必要となり、A-E ブロックの集水井工、C-G、C-H ブロックの集水ボーリングが追加となりました。また、平成 23 年には、B-C ブロックにおいて、こちらの横ボーリング工に対しての対策は概成しているのですが、土砂流出等の被害が発生したことにより、その排水路工が必要となりまして、再度災害防止の観点から、地表水排除工が追加となりました。この 4 ブロックにおいての対策が必要となるため、平成 27 年度に概成予定となっております。なお、施工に際しましては、できる限り、杉、ヒノキ、スダジイ等の現地にある植生の保全に努めております。また、これらの植生は、山地の荒廃を防止し、地すべりの抑制にも寄与しております。こちらは A-E ブロックの追加対策のイメージ図についてです。青の方が、当初想定していたのですが、拡大したことによりまして、水位低下を図るため追加の対策が必要となっております。今回、このような変更がございまして、再度、費用便益を算出いたしましたところ、平成 20 年度の 5.8 から、今回、再評価においては 5.36 となっております。

最後になりますが、平成 24 年度末時点での進捗状況でございますが、約 96% となっております。事業効果といたしまして、乙原地区の地すべり災害を防止することにより、人家 2,335 戸、県道、市道、観光施設等の保全ができるといった効果があります。そういったことから乙原地区の地すべり防止対策を確実にいき、安全安心な生活の保全を図るため、事業を継続したいと考えております。以上で、乙原地区地すべり対策事業についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

《議長》 はい、ありがとうございます。それでは、ご意見、質問をお願いいたします。

《委員》 最初に、ブロック名がいろいろ、A-EだとかC-HだとかC-Gだとか出てくるんですけども、ブロック名をつける時の法則みたいなものがあるのでしょうか。どちらもちょうと、私的には大文字で、例えばAとEとか書いてあるので、何か、私が理解したところでは、まずA地区、B地区、C地区みたいなのがあって、その中でさらに記号を振ってあるような気もするのですが、私が理解したのは、そのへんぐらいまでなんですけど、ちょうと規則等が、この地すべりのブロックに付ける名、ブロック名と言いますか、それについての記号付けの法則みたいなのがありましたら教えていただきたいと思うんですけど。

《砂防課》 基本的には、例えばA地区という付け方をしまして、隣のブロックがあればB地区、C地区とかいう名前にしているのですが、ここの場合は、このA地区と決めてるところが、そこの被害とか拡大したことによって、またちょうと追加になったりすることがありますので、そういった場合に、ここの名前を付ける場合に、もうちょうとA B C Dとかいうのは他にもございますので、そういった場合に枝番みたいなかたちでどんどんどんどん、変状が出てくると追加になっていって、A-B、A-CとかA-Eとかいう名前で付けていってるようなことがございます。

《委員》 A1とかA2とかいう具合にはしないわけですね。

《砂防課》 数字でですか。

《委員》 何か、私が理解したところは、最初の英文字の方が大きい地区を表してて、次が、さっき言われたように、それに付随して出てきたところのを示すような記号が入ってるという理解でいいわけですかね。

《砂防課》 それでけっこうです。ここの乙原、昔からずっといろんな地すべり現象が起こっておりまして、地すべりが起こるとこういうブロックをこう分けてきますが、この大きなブロックでA B C Dと付けていきます。で、今回は、このAブロックの中に、また小さな地すべり現象の、この中にブロックができてきますと、AのAブロック、AのBブロックというふうに枝番を付けていきます。今まで、だいたいA Aブロック、A Bブロックとかそういう付け方で、番号はだいたいアルファベットです。こういうルールって、確立されたものはございませんが、だいたいこれまで、そういう名前の付け方をしております。

《委員》 それと、平面で見てよろしいわけですかね。立体的にと言うか、上下と言うか、

標高みたいなかたちで、表層の部分とか中層下層とか、そういう付け方はないわけですね。

《砂防課》 それはないですね。平面的にブロックの名前を付ける。

《委員》 区域で付けてるという。

《砂防課》 はい。

《委員》 はい、ありがとうございました。

《議長》 はい、他にございませんか。

《委員》 この地すべりっていうのは、この概成っていう言葉が何か全てを表してるようで、切りがないような気がするんですけど、これ、例えば土砂災害防止法だったら、移転促進のためのお金が出たりとかそういう事業があるはずなんですけど、例えばこれ、地すべりに関しては、移転するとかいうかたちで災害から逃れるっていう方法もあると思うんですけど、そういうのは何か、施策とか事業としては存在しないのでしょうか。

《砂防課》 地すべり対策におきましては、移転促進という事業、メニューは、今のところございません。土砂災害防止法で、危険箇所を指定して行って、そこに特別警戒区域等になりますと、そこに新たな構造物を作ることは規制するとかそういう開発抑制はございますが、現象が起こって、それに対して移転促進をするという事業メニューは、あまりないですね。

《議長》 他にございませんか。この被害想定のところの氾濫区域、茶色の部分がありますね、あそこの辺まで人家が、約 2,300 ぐらいあるということですが、そのへんまで実際、この昭和 47 年以降、40 年間ぐらいで被害があったんですかね。

《砂防課》 地すべり現象が起こって対策をしております。それが下に流れてきて河川を閉塞して氾濫を起こしたと、いった現象はこれまでございません。

《議長》 ないですね。

《砂防課》 はい。

《議長》 さっきのお話じゃないですけど、切りがないような感じがして。一応、概成で、

あと2年ぐらいで終わるんでしょう。

《砂防課》 そうですね、はい。

《議長》 その後が、また起こりそうな可能性もあるわけでしょうね。

《砂防課》 これは絶対大丈夫ということは、ちょっと言えませんので、これまでも、これで終わるかと思ってたら大きな雨が降ってですね。また、大きなブロックで起こったという、そういう現象が起こってますので、今の予定では、この27年ですか。それで終わる予定ではありません。

《議長》 じゃあ、〇〇委員さん。

《委員》 はい。抑制工、抑止工につながるというふうには思うんですが、環境配慮のところですね。3-5-2のところですけど、法面保護工に緑化を積極的に取り入れてというのは、何か、確かに樹木は、特に根の張るやつとか、何かそういうのでその法面の方を積極的にというのも、その抑制とか抑止工のは、全部、物理的なやり方でやってますけど、そういう植物を活用した抑制工か抑止工か分かりませんが、その法面を保護するという部分のその緑化に関しては、例えば、主にこういうのがよく根を張るから、樹種はこういうのにしてるとか、そういう辺りのものはあるんでしょうかね。そういう特性。何かいかにもありそうな感じはするんですけど、そこらあたりのことで、ちょっと分かる範囲で教えていただければと思いますけど。

《砂防課》 地すべりの緑化をする場合、対策工ですね。緑化をする場合は、今日、説明しましたボーリングとか、それから杭とか、そういう場合はございませませんが、法面で法枠を吹き付け工とするとか法面对策をする場合には、厚層基材とか緑化対策をする場合がございませぬ。こういう場合は、そこに付ける、いちばん多大な影響というのは外来種、そこにはない種が付くというのがよくない影響だと思いますので、そういう場合は、そこにある在来種を調べて、それにマッチするような種子を選んで緑化対策を行うと、そういうようなことをしております。

《委員》 主にあれですか。草本類、草ですか。その吹きつけで。何か樹木の方でっていうのは。

《砂防課》 草本類だけです。

《委員》 ですよ。今のお話でだと。

《砂防課》 はい。

《委員》 じゃあ、自生のそういう草本類のやつを、草を中心に吹き付けてするということですね。

《砂防課》 はい。

《委員》 はい、分かりました。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 なんか、たいへん変な質問かもしれませんが、例えば、この地すべりの工事でもって、地盤を刺激するわけですね。様々な工法があるみたいですけども、それをすることによって、それが刺激になって、また他に地すべりを起こすとかいうことはないんですか。

《砂防課》 それがあるとたいへんですので、そういうことはないと確信しております。

《委員》 安心しました。

《砂防課》 こういう地すべりを行っているところは、地すべり防止区域というふうになりまして、この中で土地を掘ったりする時には区域の許可行為になりますので、そういう声もございますので、そういう工事をする時に、地すべり区域で地すべりを助長するような工事というのは、許可する方は私たちですので、そういう許可はしませんので、影響はないと考えております。

《委員》 湯平ですかね。あちらの方でも何か見せていただきましたけど、だいたい温泉が湧くようなところには、やっぱり多かたりますんですか。こういうことは。

《砂防課》 やはり、今、言われたように、湯平、別府の乙原、それから明礬とかそういうところに地すべり区域がございまして、やはり非常に温泉性地すべりと、専門用語ではそういうふうに言うんですが、やはり地質が非常に複雑だと。地質構造がですね。やっぱり変状を受けてもろいという特徴もあるようですので、やはり温泉地には、地すべりというのがあるところが多いかと思えます。

《議長》 よろしいですか。

《委員》 はい。

《議長》 はい。じゃあ〇〇委員さん。

《委員》 今に関連してるんですけども、泉脈が変わったり、温泉が涸れたりとか、そういったことはないのでしょうか。

《砂防課》 絶対にないとは言えないです。そこは、工事にかかるときには泉脈とかそういうところを調査して、対策しますので、できるだけそういう影響がないようにしていております。

《委員》 対策はしてるんですね。

《砂防課》 はい。

《委員》 もし出なくなったら、何かそういうものの補償も出てくるのかなとか思って。

《砂防課》 そういう場合もございますが、それが無いように、最初の調査が大切だと思っております。

《委員》 はい。

《議長》 それでは、だいたい出そろったようでございますので、それじゃあお諮りいたします。この事業につきましては、事業者が申しております対応方針案、継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい。ありがとうございます。では、この事業については継続として答申します。あと2年間ということでございますので、延伸しないように一つ、完了をお願いいたします。

【再評価】 6. 中山間地域総合整備事業 竹田西部地区

《議長》次に再評価 6 番の、中山間地域総合整備事業、竹田西部地区について説明をお願いします。

《農村基盤整備課》 農林水産部農村基盤整備課です。よろしく申し上げます。それでは説明をさせていただきます。県営中山間地域総合整備事業、竹田西部地区です。当地区は、国営大野川上流地区で実施されている、かんがい排水事業の受益地となります。国営の受益地区は、熊本県と大分県にまたがり、熊本県側が 527ha で、大分県側は 1,631ha あり、受益面積の 7 割以上を大分県が占めています。大分県は受益地を七つにわけ、今後、県営事業による末端整備を 6 地区で実施する計画で、現在、採択済みで整備中の地区が、当竹田西部地区の 299ha の他、荻地区 115ha、荻 2 期地区 154ha の 3 地区です。今後、さらに 3 地区を申請し、整備を進める予定です。国営大野川上流地区については、既設のオオタニダム、今、画面の下の方に出てるところです。や、新設の大蘇ダム、画面の左上になります。を取水源としておりますが、大蘇ダムについては、平成 17 年から 20 年に湛水試験を行った結果、地山から想定以上の漏水が確認され、その対策にかかる調査を平成 24 年度まで実施し、本年度より平成 31 年度までの 7 カ年で対策工事を実施することとなっております。現在、整備を行っているのは、当竹田西部地区および荻地区、荻 2 期地区、で、残りの 3 地区については今後申請をし、整備を進めていく予定です。大蘇ダムからの水の流れとしては、画面に今、出ていますように、北から南に向かって、荻地区まで幹線水路でつながり、既設の大谷ダムからは荻地区まで幹線水路でつながるようになっております。今回、当地区は、採択後 10 年目の再評価であり、前回評価時と施工する内容、事業量および事業費は変わっておりませんが、関連する国営事業の工期が延伸されているため、それと進度をあわせるために、工期延長の可否について評価をお願いいたします。それでは、現在の進捗状況などを説明させていただきます。大蘇ダムの状況写真です。漏水対策工事を国が実施中であり、平成 31 年度の完了予定となっております。左下の写真は、これまでの 4 年間で漏水対策の試験施工を行った写真です。右下の写真は水を落としたダムの状況で、今後、7 年間かけて、漏水対策工事を行っていく予定です。今回、竹田西部地区は、中山間地域総合整備事業として実施しており、これは中山間地域の活性化に意欲のある地域を対象として、地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備を総合的に実施し、農業、農村の活性化を図る事業です。当地区では、赤字にしている農業用排水施設、今回は、排水施設はなく、パイプラインのみです。と、農道整備、営農飲雑用水の事業を行っております。事業の目的は、農業生産性の向上による農業収益の増加や、若者の定住を促進する環境作りを行い、地域の活性化を図ることです。当地区では、高冷地という地理的条件を活用して、キャベツやレタスなどを生産する、県内

有数の畑作地帯であり、農家の経営規模も大きいのですが、地形・地質的に河川からの取水が困難で、恒常的な用水不足のために用水の安定供給の確保が急務となっています。また、生産物の効率的な流通体制の確立のため農道の整備を行い、あわせて、営農飲雑用水施設を整備することにより安全な水質が確保でき、快適な農村生活環境の改善を図ります。当地区は大分県の南西部に位置し、竹田市の西部に広がる丘陵地で、標高 490m から 600 m に位置し、国道 57 号を挟むように広がる、今、黄色で点滅している範囲の畑と、ピンクで点滅しています水田の、あわせて 299ha の耕地を受益としております。左の青の破線が大蘇ダムからの幹線水路で、実施工種としまして、農業用排水施設が 15.8 km。農道整備が 4ヶ所で、3.4 km。営農飲雑用水が 2 箇所になります。これはすでに工事が完了した、農業用排水施設の整備箇所、パイプラインを道路の下に埋設しております。今後も同様にパイプラインの整備を進めていきます。右上の写真については施工中の写真で、右下の写真が用水を利用している状況の写真となります。こちらは農道整備で、すでに 4 路線全てが完了しており、地域の農産物の集出荷や営農に効果を発揮しております。右下の写真は、施工中の写真となります。受益地の状況です。キャベツ、レタス、白菜、スイートコーンなどの産地で、すでに区画整理については、畑地帯総合土地改良事業により完了しております。しかし、安定的に生産するために、大蘇ダムから早期の用水の供給が望まれているところです。事業効果としましては、用水確保によるキャベツ、レタスなどの生産量の増、および、営農経費縮減による農業所得の向上。農道整備による営農経費縮減と、荷傷み防止による品質向上。営農飲雑用水の整備を行い、安全な水質の確保と安定供給による利便性、快適性の向上などが上げられます。今後の整備計画です。農業用排水については、大蘇ダムの対策工事が本年度より始まり、今後、ダムの一部利用が見込まれるため、早期に効果が発現されるよう、平成 28 年度の整備完了を目指します。農道については、全路線完了しております。営農飲雑用水については、現在、水源にかかる調査中であり、関係機関との協議を進め、実施する予定としております。事業の対応方針です。評価基準については、採択後 10 年を経過しております。事業の進捗状況については、水源となる大蘇ダムの完成が、平成 31 年度に延長され、計画通り 100% の給水ができない状態にありますが、部分的な利用は行っているため、ダムからの幹線水路の末端整備を行う本地区は、国営事業の進捗を考慮して、工期を平成 28 年度まで延長し、計画的に実施していきたいと考えております。このため、本地区については、事業を継続したいと考えております。以上です。

《議長》 はい、ありがとうございます。それでは、ご意見、質問をお願いします。

《委員》 この間、現地調査で行かせていただいたんですけども、受益の農家さんは、だいたい何件ぐらいありますか。

《農村基盤整備課》 この地区内においては、156戸の農家の方々がおります。

《委員》 それと農家の負担金というか、それはあるんでしょうか。

《農村基盤整備課》 農家の負担金でございますけども、畑地灌漑水路の整備に関しては、畑地の方については、農家負担は取ってございません。基本的には、県、国、そして市町村、竹田市の方で畑地の部分については見るように、今、しております。

《委員》 で、お水の使用に関してもかからないってということですね。

《農村基盤整備課》 水の使用につきましては、今現在、土地改良区さんとか水利組合さんといっしょに相談しながら、水の使用料については、一応、やはり、地元負担というのは発生して、維持管理にかかる部分ですから、それは取る方向で調整を、今、かけてるところでございます。

《委員》 今もかかっているんですか。

《農村基盤整備課》 今から皆さんで今。

《委員》 今から相談をして。

《農村基盤整備課》 ええ。今から水利用を始めますので、使用量をどのくらいにするかは、今、皆さんと議論をしているというような段階でございます。

《委員》 はい、分かりました。

《議長》 はい、他にございませんか。じゃあ、一つ、質問をしますが、営農飲雑用水は、今、水源を何か探してるちゅうことですが、これは、その他の農業用のやつ、全部、ダムから来るやつですよ。これは何か、井戸か何かを掘るちゅうことですか。ダムからの水じゃないということですね。

《農村基盤整備課》 ダムが、水利権というのがございまして、あくまで農業用水しか確保できません。それで、別途、営農飲雑用水については、地下水等の水源を探しているところでございます。

先ほどのやつ、ちょっと追加させていただきますと、畑地の水路整備につきましては負担等、伴わないんですけども、水を使用する段階において給水栓という、要するに蛇口で

すけども、畑の農地に、蛇口の部分の立ち上げを作るんですけども、給水栓の部分については一口あたり 2 万円なんですけども、それを取るということに考えております。

《議長》 他にございませんか。

《委員》 大蘇ダムに関連ですね、3 年間延伸するというか、いうふうな趣旨、平成 28 年までですかね。と言うのが。もう一回言いますと、水源となる大蘇ダムの完成が平成 31 年度（予定）に延長され、計画通りの給水ができない状態にあると。このため末端整備を行う本地区も、工期を平成 28 年度まで延伸し、計画的に実施していきたいと。で、何となく分かるんですけど、大蘇ダムの元が 31 年までやったら、もうちょっと延ばしておかんと、31 か 32 ぐらいまでしておかんと、県の方はどうなんでしょうかね。それがはっきりしないうちに終わるのは、ちょっと何か、現地での説明もちょっと整合性がよくないから、ちょっと延ばしてほしいみたいな発言だったんですけど、ファジーでは分かるんですけど、なんか数字でこれだけ見ると、なんかちょっと上位と下位の計画というのが、なんか逆転してるような感じを受けるんですけど、もう一回、説明をお願いします。

《農村基盤整備課》 説明させていただきます。大蘇ダムは、平成 20 年 1 月に農水省がダムの漏水があるということを確認しました。そして、その 20 年から 21 年度にかけて国と大分県、竹田市、地元とで協議を重ねてまいりました。そして国が、平成 22 年から 3 年間、試験調査を実施しますということで、試験調査を兼ねた応急対策を、約 3 万 m²の吹きつけをダムの法面に実施するというのをやりました。そして、その 3 年目が終わった 24 年の昨年 9 月に国の方から、県、市、地元に対して、その 3 年間の検証の結果について報告があって、そして、その 3 年間実施をした工法でもって全面対策すれば水が確保できますということでご説明がありました。そして大分県としては昨年秋に、地元が 30 年間待ち望んだ水を是非確保してほしいということで、国に対して県も負担しますということを表明しまして、国の方は対策期間が、じゃあ 25 年から 31 年間の 7 年間にかけて実施しますということを約束していただきました。その時に国が地元に来て説明会をしたわけですが、その地元からは、是非、大蘇ダムの水を使いながらの工事を是非、実施してほしいという要望がございました。で、国の方も最長で 7 年と言ってますけども、7 年間かけてダムの法面、またダムの底に対策工事をするんですが、それをしながら、地域も使えるところには水を配水していくということを国の方も十分検討するというので約束していただきましたので、今回、竹田、この地区についても、31 の完全な完成を待たず、もう水が配水されるということで進めてまいりたいと考えております。それと、3 年間延伸したというのは、今後、これからの先のやつを延伸するのではなくて、直接には、先ほど言いました、漏水を国が認めたあとに 2 年間、国と協議を重ねて、その時点では国が対策をしてくれるのかしてくれないのか、そういうのを全く見通せない状況で、その 2 年間、進度を極端

に落としました。それで、その2年間の影響が、今、今年度にずっとよくなかたちになっているところですが、今から28年度にかけて整備して、実際につながったところから水を利用し始めていきたいと考えております。

《委員》 それでは、評価書の1ページに書いてある、当初計画が何年で、前回評価時点が何年で、再評価時点が何年というのをちょっと教えていただけますか。三つ欄がありますよね。

《農村基盤整備課》 当初計画は、この事業、16から始まったんですが、前回、平成20年度に5年目の予備評価を実施しまして、そして今回が10年目の再評価というかたちになっております。

《委員》 いちばん右が平成25年で、その前が5年前で平成20年ということですか。

《農村基盤整備課》 20年に予備評価を実施いたしました。

《委員》 こういう上位計画との関連がある場合の計画の時に、現地での説明の方も、もうほとんど県だけでやれば、もうほとんどできあがるんだけど、やっぱり上位計画があるので、なかなかそこまで言い切れないというか、計画としてはどんどん進めるわけにもいかないみたいな説明だったんですけどね。なんかこういう上位計画があって、それに影響されて県の計画があるみたいなのを事業評価にかけられる場合に、我々も非常に判断が困るというか、やろうと思えばできるんだけど、国の計画があるからできないんだみたいなふうに私は受け止めたんですけども、何かちょっと非常に評価が難しいなと思って、そういうコメントみたいな感想みたいなことを言って申し訳ないんですけど。それはもちろん、農家の方のためを思えば早くやってほしいというのもあるし、いろいろまた外的な条件もいろいろあるなど両方理解できる場所があって、何かちょっと判断が難しいんですけども、何か行政の方はどういうふうに考え出されて、それは5年経ったから再評価に出さなくちゃいけないということで出されてると思うんですけどもですね、何かそのへんのうまい理解ができるよう、理屈というか、納得できる理屈がもうちょっと何かあるといいのかなというふうに私は感じたんですけど、いかがでしょうか。

《農村基盤整備課》 この事業が、もうご存じのように、漏水があつての大蘇ダムというかたちで、ちょっと大きな問題を抱えた国の事業に対して、あと、末端整備をするという県営事業になっております。で、先ほど言いましたが、前回の20年度の予備評価の年が、まさに新聞等やテレビ等でもいろいろ報道されましたけども、国と地元、県も間に入って、

いろいろな協議を重ねていた、ちょうど時期でございまして、そして、それが最終的に方向が見えたのが昨年9月に、国が地元に行って、県、市、地元ちゃんと説明したということで、その間、20年度から24年度にかけてが、非常に想定外のいろんな協議と言うか、がありました。それで、県と市は、もう昨年9月に全てのことが決着したと。で、国もこれからの事業費を確保して、完全なダムに仕上げるということを約束したということで、そして県の方もそれにあわせて、今回はあくまでこの事業、もうすでに採択されてる事業なんで、これにつきましては先ほど言いましたように、少し間を、ペースが落ちた分は延伸になりますけれども、今後は他の、まだ今後、申請する地区がまだ残っておりますので、それについても順次、計画的に事業の採択に向けて、今、準備をしているところでございます。ちょっと明確な返答にはならないかと思うんですけども、申し訳ございません。

《委員》 なるべく受益の農家の方が有利になるように、私としては進めていただきたいなという思いだけなんですけど、よろしくをお願いします。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 再評価書の事業中の、その環境配慮のところ、工事に関しての環境配慮っていうのはあるんですけど、例えば出来上がったあとのこと、例えば生物多様性の云々かんぬんとか、そういうのはここで見る限りは、ちょっと見られないんですけど、何か具体的にそういうことも、いわゆる環境に配慮した基盤整備事業として、工事中以外にも具体的にありえるという場合は、どんなことがあるんでしょうか。ある場合はどうか。

《農村基盤整備課》 この事業自体が、主に、もうメインはパイプラインということで、農道とか既設道路の下にパイプを敷設して、各ほ場に給水栓とか蛇口を設けるという事業なものですから、特に大きな切り盛りをするような工事もございません。また全部、掘り割ったところは埋め戻すというかたちで、工事中のそういった濁水とかの環境配慮は当然のことなんですけど、この事業としてそういったものを目指すということは、ちょっと盛り込んでおられません。

《委員》 はい、分かりました。そういうことなんですね。分かりました。

《議長》 他にございませんか。

《委員》 農家の若者定住、農村の若者定住というのは、どの地域でもたいへん課題とするところではありますけども、この地区はたいへん農業も盛んな地区のようですし、それから受益面積も約300haという広大な面積があるところですね。で、この事業の中途には

ありますけども、現実問題として若者の定住が図られているとか、そういう効果が見られつつあるのでしょうか。

《農村基盤整備課》 この地域につきましては、農家一戸あたりへの集約がかなり進んでおりまして、実際、この地域でいちばん大きな卯野農園さんなどは、1戸で100haやっているとことです。で、経営の一般的なところでも、10ha程度が主な経営になっておりまして、2千万から3千万ということで、実際に自作で、自分の土地所有は、皆さん、2ha程度なんですけど、それを借り受けてするということで大きくできております。実際に年齢的なものは把握できておりませんが、こういったかたちで営農が収益が上がるかたちでできておりますので、今後ともそういった若者の定住に向けては、十分できるかと思っております。

《委員》 若者の定住を促すと言うよりも、現実的には、営農的に成り立っているというふうに考えた方がよろしいのでしょうかね。

《農村基盤整備課》 そうですね。

《委員》 農家人口が増えているとかじゃなくて、営農として大規模に、例えば営農組合なんかが入るようなかたちで成り立っているってかたちなんではないですか。

《農村基盤整備課》 はい。そうですね。やはり大きい農家に集約されていくかたちになっていってるということです。個人農家にですね。

《委員》 若者の定住人口が増えればたいへんありがたいことなんですけども、なかなかそれは難しい。じゃあ、ここに、でも、若者の定住を促進するというのをもう掲げていますので、なんかそこらへんに効果があればうれしいなと思ったんですけども、まだ、未だ課題ということですね。

《農村基盤整備課》 それと一つ、この事業にあわせて、平成21年度に、この大蘇ダムの受益地内にトマト学校と言って。

《委員》 はい。いつか見学させていただきました。以前にですね。

《農村基盤整備課》 で、そのトマト学校の生徒が、もう研修生3人が、昨年、卒業して、夢高原トマトという法人を作って、これはまあ、この菅生の中じゃなくて荻町の中に作ったんですけど、また新たには、また次の研修生が2年目を迎えて、そういったかたちで、県

としてもこの地域内に若者が入って、また農業を始められるような、そういった支援を引き続きやっていきたいと思っております。

《委員》 農地を維持していく、農業をするための農地を維持していくってことは、大変なことだと思うんですけども、それと同時に、それに関わる人口ですね。特に若者、若い人を増やしていくっていうことが、何かとても大事なことから、私も農業ですので、とても思うんです。だから、農地の維持はとても大事なことでありますけど、それと共に人を育てていくみたいなことが、この事業とは特別、そういうことはまたちょっと少し筋が違うかもわかりませんが、そこらへんもあわせてできれば、とてもうれしいことではあると思うんです。いつも感じることです。

《農村基盤整備課》 ありがとうございます。ちょっと言い忘れましたけども、先ほど言ったおっきな農家 10 戸のうちの 3 戸については、後継者がもう就農している状況ということで、そこだけではなく、全体的にそういった後継者が育っていくように、そして新しい新規就農者が増えるようにということでがんばっていききたいと思っております。

《委員》 はい、お願いします。

《議長》 この工期、3 年、延伸になりますね。

《農村基盤整備課》 はい。

《議長》 これが大丈夫なのかなという気持ち、皆さんもあるんじゃないかと思います。と言うのが、過去の 10 年で 52%ですか。

《農村基盤整備課》 はい。

《議長》 進捗率がね。24 年までが。半分残ってるわけで、その 10 年のうちの半分は大蘇ダムの関係でちょっと延びたと思うんですけど、あと 3 年で、その残りの半分近くを間違いないかどうかっていう、そこんところがちょっと危惧されるんですけど、大丈夫ですか。

《農村基盤整備課》 先ほど言いました、いちばん問題だったダムが、国がはっきりと約束していただいたんで、もう今後は、県、市も、先ほど言ったように、蛇口以外は全部、国、県、市でやっていきますので、市の方もこれから重点的に予算化していただいて、そして 28 年度完成に向けてがんばりたいと考えております。

《議長》 はい。よろしく申し上げます。

《委員》 すいません。もう一点いいですか。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 例えば、今、この、何と言うんですかね。これは、農業用排水、この配管みたいな、この写真にありますけど、こういうのを今、埋設の工事が今、進められていますけど、こういうのが全部完了してしまっていて、もう工事が完了となったあとに、使用していけば、当然摩耗したり様々な、また破損したりして、修復工事とかが必要になった場合に、この事業が終わったあとは、そういう工事は、もう地元が、今度は負担するわけですか。

《農村基盤整備課》 農業関係の予算なんですけども、国の方は、そういったふうに劣化したとか耐用年数が来た水路等を、また保全する事業をちゃんと持ってまして、で、そういう劣化状況も見ながら、将来必要になれば、また県営事業等で補修、また維持事業をやっていくつもりでおります。

《委員》 それも例えば、大きな、こういうふうにたいへん金額がかさむような工事とかに限られるとかいうことになりますか。

《農村基盤整備課》 もうほとんどあれですね。末端と言うか、農家の方々が負担するすぐ手前までのところ、要は玄関前までは全て、県あるいは市の事業で、そういった保全工事をする予定にしております。

《委員》 はい、分かりました。

《議長》 はい。それではここでお諮りをしたいと思います。この事業につきましては、事業者が申しております対応方針案、継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい。では、この事業については継続として答申をさせていただきます。一応、休憩を取りますか。はい。それでは 10 分間、休憩が入りますので、よろしく申し上げます。

-----休憩-----

【再評価】 7. 農山漁村地域整備交付金事業 宇目蒲江線

《議長》 再開します。続きまして、再評価7番の農山漁村地域整備交付金事業、宇目蒲江線について説明をお願いします。

《林務管理課》 はい、それでは、林道宇目蒲江線についてご説明をいたします。宇目蒲江線の計画区間は、佐伯市の南部、もう県境近くでございますが、佐伯市宇目大字大原の国道10号線を起点といたしまして、佐伯市大字青山の市道上黒沢線を終点とする、計画延長25,600m、総事業費74億7千万円の林道でございます。事業費の負担区分は、国50%、県50%となっております。事業期間は、これまで平成3年度から平成28年度までの26年間で実施してまいりましたが、国の補助金制度の一部見直し等によりまして宇目蒲江線への割り当て予算が減少し、進捗率が当初の計画を下回る事となってまいりましたために、今回、平成30年度までの2年間、延長させていただきまして、平成30年度完了の計画とさせていただきたいと考えております。次にこれまでの開設実績、および今後の計画でございます。平成24年度までの進捗率は、事業費で85%、延長では72%となっております。黒色の区間は、平成24年度までの完成区間でありまして、すでに供用開始し、森林施業や管理に利用されているところでございます。赤色の区間は、平成25年度以降に開設を予定している区間でございます。現在、5つの工区で工事を施工しております。周囲を黄色く囲んである部分が本林道の利用区域でありまして、集材等予定している区域でございます。次に、起点および終点の状況でございます。左上の方が起点側でございます、国道10号線。そして右下の方が終点側、市道上黒沢線に接続しているところでございます。なお、終点の市道につきましては、現在、ご覧のとおり、まだ未改良という状況でございますけれども、本線の完了にあわせて佐伯市が改良および舗装を計画しているところでございます。次に平成25年度の計画区間の現況であります。左上が開設予定の状況でございます。で、右下の方が舗装を予定しているところでございます。未完成区間についても、着々と工事を進めているところでございます。次に周囲の森林の状況でございます。先ほど図面の黄色でお示した利用区域内の森林の状況ということでございまして、ご覧のように杉、ヒノキの人工林率が非常に高く、人工林率75%ということでございまして、県平均の53%を大きく上回っているところでございます。森林資源の極めて豊富な地域ということでございます。次に利用区域内の森林資源の状況でございます。棒グラフの方が森林の蓄積量。いわゆるどれだけの体積が、現に森林としてあるかというものでありまして、それから円グラフの方が森林面積でございまして、いずれも便宜上、旧町村ごとに記載しております。

旧直川村側、旧佐伯市側共にたいへん豊富な資源を有しております、これを合計しますと、ちょっと数字を書いておりますけれども、全体では森林面積 1,661 ha。このうち杉ヒノキの面積が 1,236ha でございます。蓄積量の方もこれを合計いたしますと、48 万 5 千 m³。このうち杉ヒノキが、約 40 万 5 千 m³と、全体の 84%を占めているところでございます。今申し上げたように、たいへん豊富な資源が、本林道の起点側に位置する、左側に書いておりますけれども、起点側の先に位置する佐伯広域森林組合、宇目工場等への重要な供給源というふうに期待されているところでございます。この佐伯広域森林組合宇目工場の概要について、少しご説明したいと思います。佐伯広域森林組合宇目工場は、先ほどご覧いただきましたように、林道宇目蒲江線の着手と同時期に製材工場を新設いたしまして、平成 20 年度には大幅な規模拡大を行っております。全国でもトップクラスの国産材製材工場となっております、原木消費量は、当初、年間 2 万 m³程度でございましたけれども、現在では 11 万 m³と、大幅に増加しているところでございます。この製材工場では、原木の供給元を 70%が佐伯地域ということでございまして、不足する 30%を他の地域から調達している状況でございます。今後は地域材 100%供給を目指してということございまして、本林道の完成による原木供給量の増加が期待されているところでございます。次に、先ほど申し上げた、今後、開設予定区間の完成による効果の例示をお示したいと思います。先ほどの宇目工場を、これまでの既設道路を利用して木材を運搬する場合と、それから未開設区間をつなぐことにより、本林道を利用して宇目工場まで運搬する場合の比較を行いました。で、Aの箇所、ちょうどその横がまだ未開設区間でございますが、A箇所の宇目工場へ搬出する場合、既設道路利用では運搬距離が 32 kmとなりまして、本林道を利用した場合には、運搬距離 18 kmということで、14 kmの短縮ができることとなります。また、Bの区間ですと、そのまたすぐ左横が、まだ未開設となっておりますけれども、既設道路利用では、運搬距離が 57 kmとなりますが、本林道が開設されることによりまして、運搬距離は 28 kmというようになりまして、29 kmの短縮ができるということでございます。加えまして、また、今の既設道路の状況でございますけれども、その既設道路につきましては未舗装の区間であったりとか、対向車が見えにくい急カーブであったり、あるいはそこにありますようにガードレールの欠落した箇所など、低速走行を余儀なくされるという状況がございますので、運搬時間もかかっているところでございます。本林道の完成によりまして、運搬距離や運搬時間の大幅な短縮によりまして、木材などの搬出コストの低減が図られ、林業経営の安定につながるというふうに考えております。次に本林道の現在の利用状況でございます。すでに開設区間がございますので、この林道を利用した木材の搬出状況をご覧いただいたところでございます。幹線となる林道宇目蒲江線から作業道等を作設することによりまして、計画的な木材の搬出が、すでに行われているところでございます。この林道を利用することによりまして、先ほど申し上げたように搬出コストが抑えられ、計画的かつ持続的な森林施業が可能になるというふうに考えているところでございます。これは林道沿線の間伐の実施状況であります。森林へのアクセスが容易となりまして、伐採や森

林整備など、林業生産活動が活発というふうになっているところでございます。次に周辺
の状況でございますが、佐伯地域には、いわゆる主伐と言いますが、皆伐と再生林を繰り
返しながら持続的な森林資源の活用を図る、循環型林業が計画的に行われております。本
林道の開設によりまして、高性能林業機械を中心とした効率的な施業システムの導入が可
能となり、いっそうコスト低減が図られるところでございます。このほか林道は、作業員
の資材運搬における労務負担の軽減にも役立っているところでございます。これは先ほど
の利用区域につきましての、森林整備の計画と実績でございます。過去5年の実績と、今
後5年の計画の概要でございます。ご覧いただけますように、多くの森林整備がこれま
でも実施されており、また、今後も実施する予定となっているところでございます。なお、県
では現在、搬出間伐につきましては、その搬出間伐が効果的、効率的、低コストで実施で
きる団地を設定して、作業道等の集中整備や機械化の促進に取り組んでいくということ
をやっておりまして、この利用区域にもそうした団地を今後設定していくことで、本林道の
いっそうの活用が図られるものと考えております。再評価基準といたしましては、再評価
後5年経過し、事業継続中ということでございます。対応方針としましては先ほど申し上
げたとおり、国の予算等の状況もありまして、2年延長させていただきたいと考えておりま
すが、平成30年度、完成に向けて工事を実施し、地元からの早期完成の要望に答えていき
たいと考えているところでございます。また、本路線は、木材搬出および適切な森林管理
のための骨格となる道路でございます。既供用区間ではすでに伐採が進み、宇目工場など
に搬出されているところでございます。今後、残区間が完成することによりまして、いっ
そうの効果が期待できます。利用区域内の森林資源の利用や管理、あわせて地域振興のた
め、継続実施したいと考えております。よろしく願いいたします。

《議長》 はい、ありがとうございます。それではご意見、ご質問等お願いいたします。

《委員》 私のような素人って言うか、一般市民は、林道とかスーパー林道とか言います
と、どっちかと言うと環境破壊って言うか、そっちのイメージにつながるが多いうて
言うか、私だけかもしれませんが、何か一般の人は、なんかそういう人が多いかなと思
うんですけども、この間、行かせていただいて、宇目の工場も見させていただいて、若い
人もたくさん働いていて、パーク材とか全部、堆肥にしたり、おがくずで木材を乾燥させ
たりとかして、結構、木の有効利用って言うかな。これから木質バイオマスが、これから
進んでいくと思うんですけども、バイオマスの発電も計画されているっていうことをお聞
きしたんですけども、そうやって間伐をして森林の整備をしたり、そうやってバイオマス
発電をしたりとか、そういうふうになんか環境にいいことだということをもうちよつとア
ピールしたら理解が得られるというか、私もちよつと今回行って、ああそうなんだなって、
何か認識を改めたんですけども、そういうことをアピールするともっと理解が得られるん
じゃないかなと思いました。バイオマス発電は是非やってほしいんですけども、具体的に

いつぐらいから始めますとかそういったことも含めて、是非やっていただきたいなと思います。

《林務管理課》 たいへん心強い応援をいただきましてありがとうございます。おっしゃられたとおり、環境負荷についてもそういった形で考えていきますのと、それから、現地でもお話申し上げたかと思うんですが、当然、一つには森林を適切に管理していくことが環境に対してもいいことになるわけで、一番悪いのは、造林していった上で管理がされなくなってしまうと、そうするとそれがいろんな災害にもつながったりといったことも起きてるところでございますので、しっかり管理をしていくということ。そのために適切な、道路が入られるところには林道を入れてやっていきますし、しかし、無理な林道を入れていくとか、非常に急傾斜のところに入れていくというようなことは、これまたいろんな問題もございますので、そういったことも含めて検討していく必要があると。そういった意味合いにおきまして、私どもの方ではこの3月に森林づくりビジョンといったものを作りまして、今後の50年を見据えた森林施業のあり方を示すということでのビジョンを作成しております。その中でも、例えば戦後の拡大造林の中では若干無理をして、非常に山の上まで、あるいは、産業としての林業として申し上げても、非常にコスト的にどうかというところにまで人工林を植えている実情がございます。現在ある人工林は、それはそれで所有者さんの財産という面もありますので、それは活用していくことも考えなきゃいけません、今後の50年間を考える中では、やはりそういったところについては、今後は環境林としてそのあり方を変えていくというようなことも、もちろん方向性として出しております、そういう方向性も踏まえた上で今後もやっていくと。もちろん災害に強いという意味では、溪流沿いのところのあり方であるとか、尾根沿いのところのあり方とかそういったことも考えながら、しかし、しっかりとやっぱり生産林としては管理をして、で、そういう環境負荷も与えないようなかたちでしっかりと林業をやっていくということだろうと思っております。その上で、今申し上げたバイオマスのこととかのお尋ねがございました。バイオマスが、今、正式に動いておりますと言いますか、建設されておりますのは日田の方の天瀬の方に一つ、今、もうこの11月から稼働という予定のものがありますし、その前にもともと、ウッドコンビナートにあるバイオマス施設も、今後、間伐利用をしようという方向も出しているところがございます。それ以外も実は、他の地域にも今、そういう計画があるというお話も伺っています。今後もバイオマスを活用すれば今まで未利用材として、むしろ使われずに捨てられてたものが有効に、バイオマス活用をしていくというようなことも出てまいりますので、いっそうそういったものを活用して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

《委員》 はい。すばらしいと思うんですけども、それを分かるようにアピールしたり、されていますか。なんかに書いたり、それをしないと、やっぱり一般市民は分からないの

で、是非それをされるといいんじゃないかなというふうに思いますけども。

《林務管理課》 ありがとうございます。先ほど申し上げた森林づくりビジョンなども、もちろんホームページ等には載せておりますけど、その、PRが十分されてないんじゃないかというご指摘は私ども、受け止めないといけないと思いますので、そういったことをしっかり県民の皆さんに理解していただけるような方向で、これからも主張していきたいと思っております。

《委員》 はい。この公共事業がそういったものにつながるということを、何かこう、イメージを変えていくとか、それが必要ではないかなと思いました。

《林務管理課》 はい、ありがとうございます。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 そうですね、生産林の部分で、そのバイオマスみたいな、エネルギーも生産するよと。山間地がこれから生きるよときの強みとしてできるといいなちゅうのは私も同じなんですけど、私自身の質問は、非常に素朴な疑問かもしれないんですけど、パワーポイントの方で、開設実績および計画で、路線の説明の全体図が出てた、起点から終点までで分かりやすく、今までは、黒いところは、もう終わったところですよと。で、赤のところは25年度以降の計画ですよっていうところで、できるだけ効率よくその林道が、生産林のところの活用をしてもらいたいというのが前提なんですけど、ぱっと見たところ、何となく終点の方の赤い区間、ああ、これは最後の方だろうと。ところが真ん中に赤いのが二つありますよね。ということは、何か素人考えだと、起点からつながっておれば、その周辺の生産林の方の能率がいいような感じなんですけど、そのぼつんぼつんと赤のところは二つありますよね。あれ、なんかの理由があって遅くなったのか。だいたいそういうものなのか、その辺りをちょっとお聞きしたいなと思いました。

《林務管理課》 もちろん、そういうふうになるべくやっていく必要があろうかと思うんですが、そこにございますように、実は工区を五つに分けて実施してまいりました。それがだんだんつながったりして現状に今、なってる場所なんですけれども、要は1工区だけでやると、一番端っから順々にやっていくと、なかなか進捗が図れないもんですから、工区を複数設けてやってる。その中で現時点、ちょっと接続の関係でこういう状況になってるというところがございますが、そういった意味では極力つなげていく。今後については急いでつなげてしまいたいと考えてるところでございます。なるべく起点側に近いところからつなげていく努力をしていきたいというふうに考えております。

《委員》 はい、分かりました。どうも。

《議長》 他にございませんか。

《委員》 関連してですね、資料の書き方のところで、上位計画がほとんど記されていないというのはまずいのではないかと。先ほど幾つかビジョン等を作成していたとおっしゃっていましたが、一切、記載がない。3-7-2のページのところに、上位計画との関連等、ありますが、大分南部地域森林計画にという、その一言だけで、先ほど説明があったようなものは記載されていない。つまり大分県の森林の、あるいは林道の整備に関する基本的な上位計画について記載が何もないというのはいかがなものかという観点がいたします。それは、今、質問があって説明されて、こちらは納得しますけれど、通常、ここら辺りから順次説明されていくのがよいかと思えます。それと、分かるでしょうという感じで書かれている文言もあって、例えば林道と或いは、森林の公益性とか公共性等をぽつぽつと書いてあって、中身が何か書いてないんですよ。確かに現場の方は当然のことだと思っておられるかもしれませんが、その公共性、公益性が何ものかによって評価が分かれてくるところで、本来はその部分のベネフィットが後ろに記載されてくるという手順になるはずなので、そこは公共性とかという言葉で終わるだけではなくて、中身をきちっとアピールとか書いて、それが積み重なって後ろの事業効果として出てくると。で、そうなるともう一つ不思議に思うのは、組合の方の工場の方が記載されてるわけですけども。宇目工場の7割が、今、佐伯地域のもので、3割が他のところから原木が運び込まれているという話ですけども、ほんとうに道路がつながって、全部埋まるんですかという説明。つまり、工場の生産能力から見て、今のところ7割が地域産で、3割を外から入れる余裕があるということなんですが、道路がつながって、ほんとうに、じゃあフルキャパで、地域の原木だけでフルキャパ動くのですかという疑問なんですね。それは、今も時間はかかっているけれど、そっちへ運んでいるのであれば、道路がつながってもそのところのキャパフル稼働が地元産だけで動く保障がどこにもないということになってくるので、そのことはスライドを説明されているときにちょっとポロポロと言われてたので、中には書いてないからいいんですけど、そのところは需用等の動向もあるし、あまり。ここへ運ぶだけでいいのではないかなという気がしたんですよ。それとちょっと教えてほしいのは、この森林組合の方は、製材工場は宇目だけなんですか。宇目工場と記載されてますけど、他に製材工場はお持ちなんですかね。

《林務管理課》 製材工場はこちらだけでございます。

《委員》 ということは、やっぱり組合としては重要な工場だということになりますので、

そこへ向けて林道がうまくネットワークがつながるような整備を進めているという言い方でよろしいんじゃないかなという気がいたします。

《林務管理課》 分かりました。たいへんすいません。森林組合等に話を聞きに行ったときに、極力これを増やしていきたいんだっていう意向がいつもあるものですから。

《委員》 ええ、気持ちは分かる。

《林務管理課》 たいへん申し訳ございません。データの根拠がと言われますと、もちろんそれが100%に持っていけるものかとかいうところは精査できているわけではございませんが、それに幾ばくか貢献できればというふうな思いで申し上げてしまいました。

《委員》 気持ちはよく分かるんですが、それが最後に出ていて、いちばん最後のスライドの評価対応のところ、工事を実施しており、までいいんですが、完成を待ち望んでいるっていう主語がない。つまり、地元が望んでいるのか、当事者が望んでいるだけなのか、よくわからない。ここはきちっと、地元も望んでいるということを明記された方がよろしいかと思います。以上です。

《林務管理課》 ありがとうございます。

《議長》 これ、今の関連なんです、年間消費量11万 m^3 だったですかね。工場がね。

《議長》 それが十分、もう満たされ。フル稼働の場合の数字なのか。それとも目標なんでしょうか。どっちなんですか。現実には行っているかな。

《林務管理課》 11万 m^3 というのは実績でございます。

《議長》 実績ですね。

《林務管理課》 はい。

《議長》 はい。能力はまだ、これ以上にあるのですか。

《林務管理課》 現時点では、おおむねそれぐらいの規模の工場だということで、ほぼフル稼働に近いと思っております。乾燥機を増やすとか、あるいは体制を少し変えとか、そうすれば現状の工場の設備でも、それ以上の議論はあるかもしれない。当面は、これが

おおむねのキャパシティだと思っております。

《議長》 この地形を見ますと、すぐ隣が延岡市ですかね、これ。宮崎県とも隣接してるようなところでしょ。

《林務管理課》 そうです。

《議長》 あの辺、宮崎の延岡市の林業者というのは、やっぱりおるんですか。そういうところから材木が入ってくるのかな。

《林務管理課》 ええ。先ほど申し上げた3割というのは、あの一帯は、必ずしも県内だけでなく、そちらの方からも求めているというのが実情でございます。

《議長》 そしたら宮崎県にとってはありがたいですね。すぐそばにこんな立派な工場があるからな。

《林務管理課》 本来なるべく県内の需要に応じていただく方がいいわけですので、そういう意味でも幹線林道は整備したいと考えております。

《議長》 そうですか。他にどなたか。

《委員》 再評価書の3-7-2ページの方に、B/Cが例によって書いてあるんですけども、この前の説明会の時にも〇〇委員の方からご指摘があったと思いますけども、平成20年の再評価時が1.12で、今回、再評価時が1.10になっています。で、その下の説明では、費用便益費は1.00以上であり、適正な事業効果を有しているというふうに書いてあるんですけど、なんか1.10は、非常に1.00に近くて、これの書き方だと1.00を越えてるからいいんじゃないかっていうふうにも取れますが、その他にもいろいろなところがあって、事業継続をお願いしたいみたいな書き方の方が、いろいろ説明を聞くと、もちろん適正な事業効果という内容を諸々の他の説明で補っていらっしゃると思うんですけども、再評価書としてこれがそのまま残ってしまうと、なんか、ああ1.10でもいいんだ、ああ、楽々オッケーなんだなというふうな、なんか印象をちょっと私は受けたんですが、担当者としてはいかがお考えでしょうか。

《林務管理課》 すいません。表現の仕方がちょっと失礼だったかと。申し訳ございません。先ほど〇〇先生からもご指摘がありましたけども、その前のご指摘もそうですが、やはり森林を環境という意味からもしっかり守っていく面ももちろんございます。そういうっ

たことも含めて、ですがもちろん、今ある、山にある材を適正に経済価値として使っていくということ、そういったことを含めて評価していくと。で、このB/Cの評価の中身について申し上げますと、この間もちょっとお話にありましたけど、木材生産等便益のところは、この道路が作られる全く前には、この地域には搬出ができない状況がございましたので、それを搬出することで、どれだけの経済価値があるかということを多くみていますが、それ以外にも当然公益的効果といったものも積算しています。

《委員》 積算されているのですかね、私はあまりそういった効果は積算、B/CのBの方に入っていないので、1.10とか低い値になっている感じを持っていたのですが、それは間違っているのですかね。

《林務管理課》 あまりそういった分というのは数値化することが難しいので、もともと林野庁が示したマニュアルというのがございまして、それに従いましてB/Cを計算しますと、最も大きく入っているのは、やはりその木材の材積と、それから単価を掛けた木材がどれだけここから搬出されて経済効果があるかと。いちばん上の便益額で76億4,860万。これは、そういう計算が大半でございます。若干、経路が短縮されることによる効果もこの中には、搬出に関するものは入っておりますけれども、最も大きいのはそのところでございます。

《委員》 ですからね、3-7-3のその他の整備の効果のところに記載しないといけないんですよ。つまり、これは、貨幣便益を算出した項目以外って書いてるので、そこへ必要性、今、いろいろ思いの丈を述べられましたけど、それをきちっとまとめてここところへ併記していただくと、1.10で1.00に近いんだけど、これには立派な理由が存在しているというかたちで、この再評価書が出来上がると、それは公になっても、ああ、森を守る、自然環境を保全する効力が高いと。で、その自然環境が今のところマニュアル上、便益として評価されていないところがあるかと思しますので、それがまあ、B/Cの中に反映されるまではそういう文言でしか評価できませんので、そこところはこちらはそれを信用するしかないので、そこが記載されてないと、どうなんだろう、ほんとうに公共性というか、自然環境保全の効果があるんだろうかっていう疑問が起こってきますので、そのことは記載していただきたいと思います。

《委員》 この間視察に行ったときに、補足の資料ですって言って、写真のコピーをいただいたですね。杉ヒノキでも、ちゃんと間伐していれば、こういうふうには保全林になりますという写真だったんですけども、これ、せつかくのあれが載ってなくて、そういったことを、環境を守るために必要ですっていうことをそういうかたちでアピールしてくださいっていうことをさっきも申し上げたんですけど、そういうことなんですよ。せつかく

ああいう資料を持っておられたので、是非、今度、入れられるといいと思います。

《林務管理課》 不手際で申し訳ございません。

《議長》 いろいろ前向きのいいご意見が出ましたので、それを生かしていただきたいと思います。

《林務管理課》 分かりました。ありがとうございます。

《議長》 それでは、ご意見も出そろったようでございますのでお諮りいたしますが、当事業につきましては、事業者が申しております対応方針案、継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい、ありがとうございます。それでは、この事業については継続として答申をいたします。

各事業のまとめ

《議長》 以上で今日の事業の審議は終わりました。これから、とりまとめの方に入りたいと思います。まず、今日の事業の説明におきまして、付帯意見等がございましたらお願いいたします。特に付帯意見としてございませんでしょうか。よろしいですか。

(一同無しの声)

《議長》 はい、それでは、特に付帯意見は無いということで進めさせていただきますが、まず、これより各事業の妥当性のまとめについて申し上げます。今日のまとめでございますが、本日の評価結果について再確認をさせていただきます。対象事業総括表、最初の方に付いておりますが、これをご覧いただきたいと思いますが、まず、事前評価対象事業1件については、事業の実施を妥当といたします。それから再評価対象事業7件については、継続を妥当といたします。また付帯意見は特にないということで処理させていただきます。以上をもちまして、知事に答申をしたいと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の内容で知事に答申します。答申の方につきましては、8月29日に〇〇副委員長と私の2名で行う予定にしております。

【附帯意見の報告】 1. 離島港湾環境整備事業 佐伯港 大入島東地区

《議長》 それでは、とりまとめは終わりました、最後にその他として報告をお願いしたいと思います。この内容は、第29回の事業評価監視委員会で休止妥当として答申をいたしました離島港湾環境整備事業、佐伯港大入島東地区の現在の状況についてご報告をしていただきたいと思います。お願いします。

《港湾課》 港湾課の〇〇と言います。よろしく申し上げます。それでは、佐伯港大入島東地区、離島港湾環境整備事業について説明いたします。この事業は、平成23年の大分県事業評価監視委員会で休止の答申をいただきましたが、付帯意見として、今後の方針の検討状況を委員会へ毎年報告することとなっておりますので、現在の状況について説明するものです。

まず事業箇所ですけれども、佐伯市大入島の南東部、石間浦大入島小学校前面の海域でございます。この事業は佐伯港女島地区で国が実施している、水深14m岸壁整備事業から発生する航路泊地の浚渫土砂および佐伯市管内の道路事業等から発生する公共陸上残土、あわせて73万m³を受け入れるための埋め立て護岸整備を実施するものです。事業費は47億円。護岸延長は600m。事業実施期間は、平成9年度から平成25年度を予定していました。しかし、当初、平成25年度供用開始を目標としている水深14m岸壁の整備に伴う浚渫土砂の全てを大入島地区の埋め立て地へ搬入することとしていましたが、大入島埋め立て護岸の整備が遅れていることから、緑色で表示していますが、岸壁の供用開始に最低限必要な航路と回頭縁部分の浚渫土砂14万m³を岸壁背後の埠頭用地への埋め立て材として利用することとし、オレンジ色で表示しています残りの浚渫土砂8万m³を大入島埋め立て地へ処分することとしております。このほかに佐伯市管内の道路事業等から発生する陸上残土65万m³を大入島埋め立て地へ処分することを計画しています。これまでの事業の主な経緯ですけれども、現港湾計画は、平成5年8月の改訂により、大入島埋め立て護岸が計画されました。平成9年度に事業採択。15年1月に公有水面埋め立て免許を取得。同年11月と17年1月に現地着手を行います。一部、地元住民等の激しい妨害行動を受け、やむなく工事を中断しております。その後、平成18年度の大分県事業評価監視委員会で継続の答申

をいただきましたが、反対派住民の本事業に対する理解、同意は得られておらず、着工できない状況が続いていました。このような状況の中、浚渫範囲を縮小し、岸壁背後の埋め立てに浚渫土砂を使うことで岸壁整備に一定の目途が付いたこともあり、一旦休止して状況を見るということで、23年の事業評価監視委員会に事業休止の案を諮り、休止が妥当との答申を受けております。

現在の状況についてですけれども、23年度、今後の方針としまして、今後、佐伯港の船舶の運航状況を鑑み、浚渫の必要性や陸上残土の処分方法等の検討状況を勘案しながら判断としており、課題としまして、浚渫土砂については、より航行しやすくするためには、さらに浚渫8万 m^3 が必要である。陸上残土についても、今後も発生が見込まれる。処分方法等については、今後さらに時間をかけて検討を行うという課題でしたけれども、水深14m岸壁の浚渫土砂、残り8万 m^3 の必要性につきましては、平成25年度供用開始後の航行状況を見て検討をすることとしていますので、今回も昨年に引き続き、陸上残土について説明いたします。佐伯管内の公共陸上残土の状況です。まず、発生予想土砂量ですが、道路事業、河川事業をあわせて、約62万 m^3 が見込まれております。これに対して処分地の検討状況ですが、29箇所の候補地を選定し、現在は4箇所で処理中、7箇所で検討中となっており、検討中の処分量は、約52万 m^3 が見込まれています。昨年度の状況は、23箇所の候補地、1箇所で処理中、6箇所で検討中でした。公共陸上残土の発生が多数予想される中、佐伯管内では、国、県、市が一体となり、残土処理候補地を選定し、確保するための残土調整チームを結成して対応していますが、処理をするための条件クリアにたいへん苦慮しているところでございます。以上が大入島地区の埋め立て事業の現状でございます。

《議長》 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

《委員》 ちょっと、その事実経過の確認と参考意見ということで聞いていただければと思うんですが、今まで県の方が訴えられて、そして、それでもちゃんと勝っていたのにもかかわらず、23年に、県知事の方で、僕は英断だとは思うんですけど、休止ということをされました。で、その事実は間違いないと思うんですけど、それで25年度からの今後の航行状況というか、そのデータを元に、まあまあやっぱり活用するようであれば、けっこうその運行状況が活発であれば、それはまた再開する可能性もあるし、そうじゃない場合だったら、もう止めましょうという話になるという、そういう判断基準も作られました。それでおそらく、これからが私の意見なんですけど、埋め立てるということになれば、かなり、工事をやる側としては埋め立て地の残土の処分できるので、当初の計画通りの部分ということになるんですけど、おそらくこういうような状況だと、その運行状況を見てあまり必要ないということになった時に、それで今、苦慮されている。今の担当の方はたいへんだらうとは思いますが、前回言いましたように、里海の方の埋め立てを中止し

て、その代わり里山の方を埋めましたでは、きっと今後のことを考えると、県民へのモデルを提示するという意味でも、普及啓発も含めて、たいへんかもしれませんけど、その工区の中で判断をしていただくと。しかも、それがはっきりする段階は、まあ1年半ぐらいはかかるかもしれませんが、1年ぐらい、状況を見るんですよ。その後に判断でしたっけ、まず。

《港湾課》 先ほども説明しましたけども、今、点線で赤で囲んでますけども、これが船舶が入ってくる時の、入ってくる時と出るときの回頭円で、船舶の二倍を取った円でございますけども、当然、マイナス14m岸壁が整備が終わらないと、5万トン級の船というのが、当然、入ってこれませんので、まずは25年度中のマイナス14m岸壁の供用開始ということと、あとは5万トン級の船が入って来たときに、その操船状況を見て、現在の必要最低限の浚渫の中でスムーズに船舶が入出港できるのであれば、一つはこれでクリアできるのかなと。で、残ったのは、公共の陸上残土ですけれども、先生がおっしゃってるように、海域の埋め立てがだめで、それを山の方に持って行って、ただ埋めるだけでは、確かに自然を破壊するだけのものとなっておりますので、佐伯土木事務所の中では、当然、公共事業の中の、公共事業同士の埋め立て土砂の相互の連携を取ることを考えてまして、新規の道路事業であれば盛り土区間を考えて、それを十分に使うような計画も考えて、実施ももうすぐという箇所も出てきてございますので、そういうことを考えていきたいなどは思っております。

《委員》 是非それを実践していただければありがたいなというふうには思います。

《港湾課》 はい、分かりました。

《委員》 逆に言うと、こういう時代の流れで、国がやろうとしたことがこういうかたちで、もしですね、この運行状況とかその部分でクリアできたということであれば、おっしゃるようなかたちになる可能性ありますよね。

《港湾課》 はい。

《委員》 その時にモデルの、一つの時代の流れの先進事例にもなると思いますので、是非、そこらへんのところ、今の担当者の方、たいへんだとは思いますが、非常にそういう前向きな検討を、是非、実施していただければと思います。

《港湾課》 はい、分かりました。ありがとうございました。

《議長》 他に。はい、どうぞ。

《委員》 資金的なことをちょっとお伺いしたいんですけども、23年の11月に休止が妥当ということで判断されたんですけど、それ以降、国等からの補助金が県にすでに下りてきていた分、あるいはその年度に下りた分、あるいはそれ以降の状況についてはどのようになっているのか、そのへんのご説明をよろしくお伺いしたいと思います。

《港湾課》 平成23年度の休止をされて、要は平成24年度と25年度の、この大入島の補助金はどうなっているかということでしょうか。

《委員》 で、けっこうです。

《港湾課》 はい。平成24年度、昨年ですけども、昨年度につきましてはゼロということで、平成25年度につきましてもゼロでございます。

《委員》 で、23年度の分については、たぶん、返納というか。

《港湾課》 はい、そうですね。

《委員》 ということになったのではないかと思いますが、なんか、前、お伺いしたときは、担当の方からは、返納というのは非常にいろんな理由を付けて、たいへんな作業であるというふうなお話も聞いておったんですけども、そのへんについてはどの程度ご説明いただけますか。

《港湾課》 そうですね。23年度までは港湾課の方で、この佐伯港の女島地区については予算が付いておりましたけども、今、先生がおっしゃられたように、その事業の事業費については、当然、この事業では使っておりませんので、返納というかたちを採っております。

《委員》 あんまり先のことは言いたくないんですけど、このまま例えば、今年度も、また秋もこういう報告があるんですかね。今年度、年度に2回ずつ、この事業評価監視委員会があつてるんですけど。年一回の報告でしたんですかね。

《港湾課》 ええ、付帯意見で付いてるのは、年度一回ととらえていますが。

《議長》 各委員会ごとにとということだったですね。

《委員》 年一回の報告のような、ちょっと私は。

《港湾課》 はい、昨年度も一回しかなかった。

《委員》 昨年度は一回しかなかったんで。

《港湾課》 私も一度かなと思ってたんですけど。

《議長》 是非、各委員会開催ごとに報告していただきたいと思います

《港湾課》 分かりました。そしたらまた秋があるんですけど、その時もと。

《事務局》 今の段階です、今の状況と変化がなければどうかなと思われるのですが。

《議長》 報告。

《事務局》 はい。また来年度でもいいかと思われるのですが、秋の段階で。

《議長》 11月かな。

《事務局》 11月の段階で、また報告できるような変化があれば報告させていただくというところで。変化がなければ、来年度でいいかと思われるのですが。

《議長》 宿題じゃないですけど、前回の説明会の時にも私は申し上げましたが、26年3月、工事が全部終わるんですよ。

《港湾課》 そうですね。はい。

《議長》 それでまあ、供用開始となるわけでしょうけど、それまでに、例えばこの間話したように、林産材とか石炭等が搬入される予定があるんでしょう。

《港湾課》 そうですね。

《議長》 そのへんのその5万トンクラスを使って、どのくらい入ってくるかという、何か見込み、見通しですね。そういったものをやっぱりできるだけ調べてもらって、私たち

に報告していただければいいと思いますけどね。

《港湾課》 はい。うちの課でも、今年度よりポートセールス推進班という班が新たにできておりますので、その中でこの14m岸壁のポートセールスにつきましても佐伯市、それから佐伯市の企業等とも話をしながらやっておりますけども、まずは、そのマイナス14m岸壁の早期供用の方が先になっておりまして、今のところ、ここを使ってどうのというのは、いまの現状では、まだちょっと聞いておりませんが、この先どうなるかというのは、ちょっと今のところは言えないところです。はい。

《議長》 他にございませんか。それでは、この件はまた、今、申しましたように、逐次報告をお願いしたいと思います。

閉会

《議長》 以上をもちまして本日の審議を全て終わらせていただきます。これをもって議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。あとは事務局の方、お願いいたします。

《事務局》 それでは委員の皆様、たいへんありがとうございました。それでは最後になりますけれども、事務局長の〇〇建設政策課長から閉会のご挨拶を申し上げます。

《事務局長》 本日はお忙しい中、委員会にお集まりいただき、また、長時間にわたって熱心にご議論いただき、ほんとうにありがとうございました。本日の審議の結果は、8月の29日に知事答申ということでございまして、〇〇委員長と〇〇副委員長、よろしく願い申し上げます。それから、今日はたくさんのご意見をいただきました。河川法の根拠法令、あるいは森林関係の上位計画の記載、それから河川整備等の計画の方針、整備の方針の大幅な変更の時には、その内容の記述でありますとか、B/Cのその他の効果といった面も記述するようにと、そういった面につきましては、今後、さらに次回、委員会で漏れがないようにしてまいりたいというふうに思っております。また、地域住民の目線に立って定住促進とか、あるいは事業アピールといった面も含めて事業を推進するよという意見もいただきまして、たいへん貴重なご意見だというふうに感じました。こういった意見を今日、また、職員も、別の職員でございまして、職員も来ておりますので参考にさせていただきたいというふうに思っております。今後ともご指導方、よろしく願いいたします。以上をもちまして、今回の委員会を修了させていただきたいと思っております。本日は、

誠にありがとうございました。

終了
